

整理番号				7
------	--	--	--	---

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1：調査研究費 2：グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費
	【経常的経費】 6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費
	9：資料購入・作成費 10：交通費

支出年月日 3年 4月 30日 及5月31日,6月30日	支出額 百万 千 円 2 9 0 4 0 ※政務活動費を充当した金額を記載
------------------------------------	--

使 途 事務所セコム使用料 令和3年4,5,6月分 $36,300 \times 0.80 = 29,040$

領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団
----------------	---------------

セコム株式会社

4月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円
 5月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円
 6月分 12100 円 × 0.8 ≒ 9680 円

合計 29040 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

7

1

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

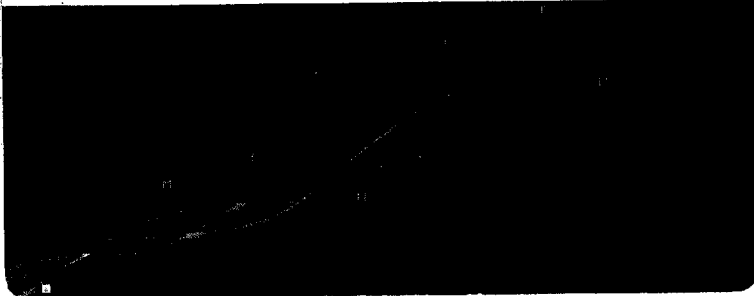
店番 口座番号



埼玉県議会 木下 博信 様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳



13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			
75			
76			
77			
78			
79			
80			
81			
82			
83			
84			
85			
86			
87			
88			
89			
90			
91			
92			
93			
94			
95			
96			
97			
98			
99			
100			
101			
102			
103			
104			
105			
106			
107			
108			
109			
110			
111			
112			
113			
114			
115			
116			
117			
118			
119			
120			
121			
122			
123			
124			
125			
126			
127			
128			
129			
130			
131			
132			
133			
134			
135			
136			
137			
138			
139			
140			
141			
142			
143			
144			
145			
146			
147			
148			
149			
150			
151			
152			
153			
154			
155			
156			
157			
158			
159			
160			
161			
162			
163			
164			
165			
166			
167			
168			
169			
170			
171			
172			
173			
174			
175			
176			
177			
178			
179			
180			
181			
182			
183			
184			
185			
186			
187			
188			
189			
190			
191			
192			
193			
194			
195			
196			
197			
198			
199			
200			
201			
202			
203			
204			
205			
206			
207			
208			
209			
210			
211			
212			
213			
214			
215			
216			
217			
218			
219			
220			
221			
222			
223			
224			
225			
226			
227			
228			
229			
230			
231			
232			
233			
234			
235			
236			
237			
238			
239			
240			
241			
242			
243			
244			
245			
246			
247			
248			
249			
250			
251			
252			
253			
254			
255			
256			
257			
258			
259			
260			
261			
262			
263			
264			
265			
266			
267			
268			
269			
270			
271			
272			
273			
274			
275			
276			
277			
278			
279			
280			
281			
282			
283			
284			
285			
286			
287			
288			
289			
290			
291			
292			
293			
294			
295			
296			
297			
298			
299			
300			
301			
302			
303			
304			
305			
306			
307			
308			
309			
310			
311			
312			
313			
314			
315			
316			
317			
318			
319			
320			
321			
322			
323			
324			
325			
326			
327			
328			
329			
330			
331			
332			
333			
334			
335			
336			
337			
338			
339			
340			
341			
342			
343			
344			
345			
346			
347			
348			
349			
350			
351			
352			
353			
354			
355			
356			
357			
358			
359			
360			
361			
362			
363			
364			
365			
366			
367			
368			
369			
370			
371			
372			
373			
374			
375			
376			
377			
378			
379			
380			
381			
382			
383			
384			
385			
386			
387			
388			
389			
390			
391			
392			
393			
394			
395			
396			
397			
398			
399			
400			
401			
402			
403			
404			
405			
406			
407			
408			
409			
410			
411			
412			
413			
414			
415			
416			
417			
418			
419			
420			
421			
422			
423			
424			
425			
426			
427			
428			
429			
430			
431			
432			
433			
434			
435			
436			
437			
438			
439			
440			
441			
442			
443			
444			
445			
446			
447			
448			
449			
450			
451			
452			
453			
454			
455			
456			
457			
458			
459			
460			
461			
462			
463			
464			
465			
466			
467			
468			
469			
470			
471			
472			
473			
474			
475			
476			
477			
478			
479			
480			
481			
482			
483			
484			
485			
486			
487			
488			
489			
490			
491			
492			
493			


整理番号			13
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	<table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</td> <td style="padding: 0 5px;">年</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">4</td> <td style="padding: 0 5px;">月</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="padding: 0 5px;">日</td> </tr> </table> 3/5/31 3/6/30	0	3	年	0	4	月	3	0	日
0	3	年	0	4	月	3	0	日		
支出額	<p style="font-size: small;">百万 千</p> <table style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">7</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</td> <td style="padding: 0 5px;">円</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: x-small;">110000*3=330000 330000*0.9=297000</p> <p style="font-size: x-small;">(按分した場合の積算方法)</p>	2	9	7	0	0	0	0	円	
2	9	7	0	0	0	0	円			
使 途	事務所 5月、6月、7月賃料 管理費含む									
支 出 先	[REDACTED]									

<p>上記のとおり支出しました。</p> <p style="text-align: center;">支出者名</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>	
--	----------------------	---

事業用建物賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 松澤正 (以下乙という) と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という) とは事業用建物賃貸借契約 (以下本契約という) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等

名称 蓮見昭一登記測量建築設計事務所
所在地 吉川市吉川一丁目30番地26

(登記簿)

種類 事務所 構造 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
面積 専有約83㎡ (約25坪) 登記面積 91.02㎡ その他使用可能面積 なし

物件の所有者 [REDACTED]

(2) 賃貸借条件

使用目的 個人事務所 (その種類)
賃料 月額 100,000 円 (消費税別途)

敷金 なし 保証金 なし

敷金・保証金の返還期間 本物件明け渡し後 30日以内

火災等保険料 なし

契約期間令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から2ヶ月の経過をもって発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

持参払い 持参先 吉川市吉川1丁目30番地26

振込 振込先 [REDACTED]

名義人 [REDACTED]

振込金額 110,000円 (振込料は乙の負担とする)

翌月分を毎月月末までに (翌月分前払い)

(3) その他	附属施設	和室
	貸与 する 鍵一覧	

(特約事項)

- 共有部分（周りの床部分、外壁他）を利用する場合はすべて管理者の許可が必要で、乙は明渡しの際はすべて現状回復の義務があります。

本契約書2通作成し、甲および乙は署名捺印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

	貸主・甲	借主・乙
住所		〒342-0042 よしかわしおおあぎなかの100ばんち3 吉川市大字中野100番地3
電話番号		048-982-8172
氏名		まつ ぎわ ただし 松 澤 正

連帯保証人丙	
--------	--

事業用建物賃貸借契約書

貸主 [REDACTED] (以下甲という) と借主 松澤正 (以下乙という) と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という) とは事業用建物賃貸借契約 (以下本契約という) に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等

名称 蓮見昭一登記測量建築設計事務所
所在地 吉川市吉川一丁目30番地26

(登記簿)

種類 事務所 構造 鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
面積 専有約83㎡ (約25坪) 登記面積 91.02㎡ その他使用可能面積 なし

物件の所有者 [REDACTED]

(2) 賃貸借条件

使用目的 個人事務所 (その種類)
賃料 月額 100,000 円 (消費税別途)

敷金 なし 保証金 なし

敷金・保証金の返還期間 本物件明け渡し後 30日以内

火災等保険料 なし

契約期間令和3年7月1日から令和5年6月30日までの2年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から2ヶ月の経過をもって発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

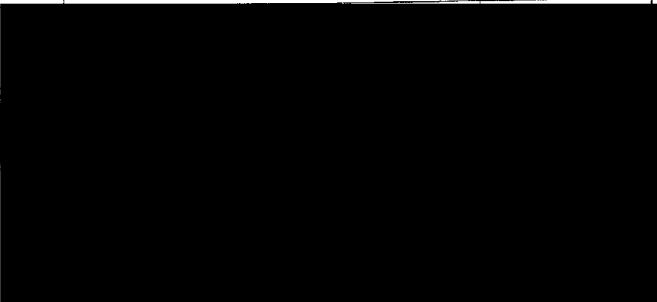
持参払い 持参先 吉川市吉川1丁目30番地26

振込 振込先 [REDACTED]

名義人 [REDACTED]

振込金額 110,000円 (振込料は乙の負担とする)

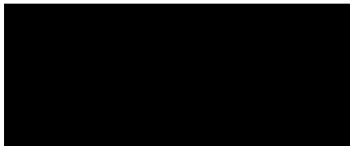
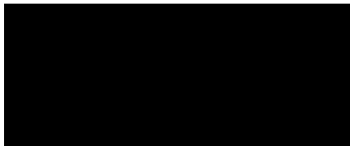

翌月分を毎月月末までに (翌月前払い)


(3) その他	附属施設	和室
	貸与 する 鍵一覧	

(特約事項)

共有部分（周りの床部分、外壁他）を利用する場合はすべて管理者の許可が必要で、乙は明渡しの際はすべて現状回復の義務があります。

本契約書2通作成し、甲および乙は署名捺印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

	貸主・甲	借主・乙
住所		〒342-0042 よしかわしおおあぎなかの100ばんち3 吉川市大字中野100番地3
電話番号		048-982-8172
氏名		まつ 松 ざわ 澤 たけし 隆

連帯保証人丙	
--------	--

整理番号 76

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

<p style="text-align: center;">支出年月日</p>	<p style="text-align: center;">W 年 4 月 30 日、5 月 31 日、6 月 30 日</p>
<p style="text-align: center;">支 出 額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <p>月額8640円×3ヵ月=25,920円 2 0 7 3 6 円</p> <p style="text-align: right;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $25,920 \times 0.8 = 20,736$)</p>
<p style="text-align: center;">使 途</p>	<p>事務所駐車場 賃借料 <u>4</u> 月 ~ <u>6</u> 月 分</p>
<p style="text-align: center;">支 出 先</p>	<p style="text-align: center;">田中産業(有)</p>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



76-2

駐車場賃貸借契約書

貸主 田中産業 株式会社

借主 渡辺 大

貸主（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）とは、この契約書のより標記に表示する駐車場について、本契約に付帯する「駐車場賃貸借契約約款」に基づいて賃貸借契約を締結した。

標記A 駐車場の表示

名 称	丸山コーポ 駐 車 場	指定場所	■
所 在 地	ふじみ野市丸山2-18		

標記B 車 種

車 名		登 録 番 号	
-----	--	---------	--

標記C 契約期間

始 期	2019年 2月13日	終 期	2022年 2月12日
-----	-------------	-----	-------------

標記D 賃料等

賃 料	月額 8,640 円 (消費税込)	敷 金	なし	その他	
賃 料 の 支 払 時 期		翌月分を毎月末日迄 (翌月分前払)			
賃料等の 支払方法	振 込	金融機関名	■		
		口座名義人	■	■	

76-3

標記 E 管理人名

商号 (名称)	有限会社 徳新	代表者	代表取締役 齊藤 知則
事務所所在地	〒354-0035 富士見市ふじみ野西 1-18-1 番地 徳新ビル 1F Tel. 049-263-2623		
免許証番号	埼玉県知事 (5) 第 18460 号		

標記 F 特約事項

更新手数料は、新賃料の 1 ヶ月分 (消費税別途) とする。

万一、丸山コーポ入居者が駐車場を利用の場合は、「甲」もしくは、「管理者」より 1 ヶ月前の予告通知をし、「乙」は、何等異議なく予告日までに明け渡しをしなければならない。

本契約の締結を証する為本書を 2 通作成し、甲乙及び媒介業者はこれに署名捺印したあと、甲乙各 1 通を保有する。

76-4

平成31年2月13日

貸主 (甲)

住所 ふじみ野市丸山 7-19

氏名 田中産業 有限会社

電話 049-264-9169

借主 (乙)

〒356-0035

住所 ふじみ野市丸山2-3-601

氏名 三度辺 大

電話 090-4241-4311

緊急連絡先 同上

(媒介・代理) 業者

埼玉県知事免許 (5) 第18460号

所在地 〒354-0035 富士見市ふじみ野西1-18-1番地 徳新ビル1F

商号 有限会社 徳新

代表者 代表取締役 齊藤知則

取引主任者 (自署押印)

取引主任者登録番号 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]

77-2

賃貸借契約書

貸主 田中産業 有限会社 (以下「甲」という。)と借主 渡辺 大 (以下「乙」という。)
は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	丸山店舗	1階	102号室
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県ふじみ野市丸山2-18		
		(登録簿)		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 <u>軽量鉄骨造</u> その他 ()/瓦葺、 <u>スレート葺</u> 、亜鉛メッキ鋼板葺、セメント瓦葺、 陸屋根、その他()/(2)階建/全(11)戸		
種 類	マンション・ <u>アパート</u> ・戸建・()	新築年月	昭和57年	
住戸 部分	間 取 り	()LDK・DK・K・ワンルーム	床面積	30.97㎡
附 属 施 設	駐 車 場	含む <u>含まない</u>		
	バイク置場	含む <u>含まない</u>		
	自転車置場	<u>含む</u> 含まない		
	物 置	含む <u>含まない</u>		
	専用庭	含む <u>含まない</u>		
		含む・含まない		

頭書(2) 契約期間

2018 年 11 月 22 日 から 2021 年 11 月 21 日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書(3) 賃料等

賃 料	月額 48,000円	共 益 費	月額 2,000円	火災保険料	別途契約
敷 金	48,000円	駐 車 場	別途契約	附属施設料	月額 円
その他の条件					

77-3

貸与する鍵	鍵No			
	本数		本	本
賃料等の支払時期		翌月分を前月末日まで		
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込	振込先	振込先金融機関名: [REDACTED] 預金: [REDACTED] 口座番号: [REDACTED] 口座名義人: [REDACTED] 振込手数料負担者: 借主	
	<input type="checkbox"/> 持参	持参先		
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	口座引落手数料負担者:	

頭書(4) 借主、緊急連絡先及び入居者

借主氏名	渡辺 大				
緊急連絡先	氏名	渡辺 大	借主との関係	本人	
	(メールアドレス)				
	(自宅)TEL				
	(勤務先)TEL			(名称・部署名)	課
	(携帯)TEL	090-4241-4311			
入居者名	年齢	続柄	入居者名	年齢	続柄

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	田中産業 有限会社			
	住所	ふじみ野市丸山7-19			
管理業者	商号又は名称	田中産業 有限会社			
所在地	ふじみ野市丸山7-19	TEL	049-264-9169		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号		国土交通大臣()第 号			
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載			
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)			
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	
	住所	

77-4

頭書(6) 乙の債務の担保

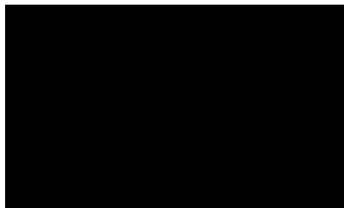
担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の 事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	渡辺 大
		住所	山形県野田町丸山A-3-601
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(7) 更新に関する事項

建物の更新手数料は、新賃料の1ヶ月分(消費税別途)とする。

頭書(8) 特約事項

1. 自然外の損傷が生じた場合は、借主の負担で補修することとする。
2. 明渡しの際は、水道・ガス・電気の最終領収書を提示のこと。
3. 現状回復の費用負担。借主の故意・過失。通常の使用 방법에反する使用など借主の責めに帰すべき損耗等及び、室内クリーニング費用は借主の負担とする。



77-5

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

30年11月22日

甲・貸主	氏名 田中産業 株式会社	TEL 049-264-9169
	住所 埼玉県ふじみ野市丸山7-19	
乙・借主	氏名 渡辺 大	TEL 090-4241-4311
	住所 ふじみ野市丸山A-3-601	
連帯保証人	氏名 同上	TEL
	住所	

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	富士見市ふじみ野西 1-18-1	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	049-263-2623	商号又は名称
	代表者の氏名	有限会社 徳新 齊藤 知則	代表者の氏名 Ⓜ
	免許証番号	埼玉県知事 (5) 18460号	免許証番号 大臣 () 第 号 知事
	免許年月日	平成30年 6月24日	免許年月日 平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	■	氏 名 Ⓜ
	登録番号	■	登録番号 () 第 号 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社 徳新 富士見市ふじみ野西1-18-1 049-263-2623	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 0011

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年 4月 30日	支出額	百万 千 円 3 9 6 0 0
-------	-----------	-----	---------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	ごみ処理代(令和3年4月～令和4年3月)
-----	----------------------

領収書等貼付欄	積算方法(79,200円×1/2)
---------	---------------------

※政務活動と後援会活動、双方の活動での合理的な使用割ができないため、会派の基準により1/2按分とする。



田村 たくみ 事務所 様

2021年 8月 30日

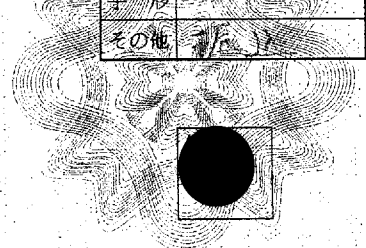
¥ 79,200-

但し R3. 8月～R4. 3月分 塵芥収集運搬処理代金
上記の金額正に領収いたしました

現金	
小切手	
手形	
その他	現金

収 入
印 紙

浄化槽 設計施工から維持管理 汚水管理・清掃
貯水槽 管理・清掃 産業廃棄物 収集・運搬・処理
埼玉中央清掃株式会社
代表取締役 野崎 博 行
☎337-0053 さいたま市見沼区大和田4-1-110 TEL (048)684-9158(代)



※仮付した場合は、積算方法を赤字に記載すること。

整理番号 /

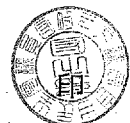
政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value="30"/> 日 5月31日、6月30日
支出額	$8,482 \times 3ヶ月 = 24,446$ 万円 $24,446 \times \frac{9}{10} = 22,002$ 円 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">2</div> 円 </div> <p style="font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="font-size: x-small;">(按分した場合の積算方法 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため)</p>
使 途	家賃・共益費、馬埦場料金(4月・5月・6月分)
支 出 先	(有)村田管理サービス

<p>上記のとおり支出しました。</p>	
<p>支出者名</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>



事務所賃貸借契約書

物件名	ロイヤルコートムラタ	100号室
-----	------------	-------

2020年 3月 19日

貸主	有限会社村田管理サービス
借主	埼玉県議会議員 荒木 裕介
管理会社	株式会社グッドステイホーム

事務所賃貸借契約書

賃貸人 有限会社村田管理サービス（以下甲という）と賃借人 埼玉県議会議員 荒木 裕介（以下乙という）とは、第1条記載の物件について次の通り賃貸借契約を締結する。

第1条（賃貸借物件）

甲は、下記表示物件（以下本物件という）を、次条以下の条項により乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

1：本物件の表示

- ① 所 在： 埼玉県さいたま市桜区西堀 2-2-10
- ② 構 造： 鉄筋コンクリート造 7階建
- ③ 名 称： ロイヤルコートムラタ
- ④ 賃貸借部分： 1階 100号室 59.95㎡（約18.13坪）

2：賃貸借条件

- ① 目 的： 事 務 所
- ② 期 間： 2020年 3月 19日から 2022年 3月 18日まで
- ③ 賃 料： 月額 金 64,815 円也（消費税別）
- ④ 共益費： 月額 金 4,630 円也（消費税別）
- ⑤ 駐車料： 月額 金 4,630 円也（消費税別）
- ⑥ 敷 金： 金 80,000 円也
- ⑦ 礼 金： 金 0 円也

第2条 (使用目的)

乙は本物件を議員事務所の目的のみ使用し、それ以外の目的に使用することはできない。

第3条 (賃貸借期間)

本物件の賃貸借期間は、2020年 3月 19日より2022年 3月 18日迄とする。

第4条 (期間内解除)

賃貸借期間中に乙がこの契約を解約しようとする場合は、3ヶ月前までに甲に対し書面によりその旨を予告しなければならない。但し、乙はこの予告に代えて、賃料の3ヶ月分相当額を甲に支払って即時解約することができる。

なお、甲においても6ヶ月前に予告すれば解約をすることができる。

第5条 (賃料)

賃料は月額、金64,815円(消費税別)とし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。但し、賃貸借期間が1ヶ月未満の場合はその月の使用日数を日割計算した賃料を支払う。

また、駐車料として月額金4,630円(消費税別)も同様とする。

第6条 (共益費)

乙は、共益部分の維持管理に必要な費用に充てるため、共益費として月額金4,630円(消費税別)を賃料と共に毎月末までに翌月分を甲の指定する方法により支払うものとする。但し、賃貸借期間が1ヶ月未満の場合はその月の使用日数を日割計算した共益費を支払う。

第7条 (賃料及び共益費等の改訂)

賃料及び共益費については、賃貸借期間中であっても、物価の高騰、経済情勢等の変動、公租公課その他の負担の増加もしくは法令の改正や施設の改良等があった場合には、甲乙協議の上、甲は乙に対して増額を請求できる。

第8条（敷金）

- 1: 乙は、この契約に基づく債務の履行を担保するため、敷金として、金 80,000 円を、甲に預託する。但し、敷金は無利息とし、本契約期間中は返還しないものとする。
- 2: 乙に賃料等の延滞損害賠償、その他この契約に基づく債務の不履行があるとき、甲は乙に債務の履行を催告した上、敷金の一部または全部をその弁済に充当することができる。その場合、乙は通知を受けた日から 10 日以内に敷金の不足分を補充しなければならない。
- 3: 乙は敷金の預託が有ることを理由に、賃料その他の債務との相殺を主張することはできない。
- 4: 乙は敷金に関する債務を第三者に譲渡し、または債務の担保の用に供してはならない。
- 5: 甲は、この契約が終了し、乙が賃貸借物件を完全に明渡し、かつ、甲に対する一切の債務の履行した後、6ヶ月以内に敷金を乙に返還する。

第9条（禁止事項）

乙は、甲の書面による承諾なしに、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- 1: 賃借権の譲渡、または、これを担保の用に供すること。
- 2: 本物件の一部または全部の転貸及び、連絡事務所等名目形式の如何を問わず第三者に占有または使用させ、あるいは第三者を同居させ、共有使用し、もしくは第三者の在室名義の表示をすること。
- 3: 建物の維持保全に害となる行為をすること。
- 4: 甲または他の入居者に迷惑となること、その他甲が不相当と認める行為をすること。

第10条（本物件内の造作及び設備の新設、変更等）

次の行為をする場合には、乙は予め甲の書面による承諾を得るものとし、かつ、その費用は乙の負担とする。

- 1: 造作、間仕切、建具、その他の新設または模様替えをするとき。
- 2: 電灯の増移設、電話の引き込み架設、給排水、電気設備、冷暖房設備及びその他設備の

新增設変更移転等をするとき。

3：甲の指定する場所以外に看板および広告施設を設置し、または商号、商標の提出表示等をするとき。

4：重量物、嵩高物搬出入または移動するとき。

5：出入口扉及び、鍵の取替または新設するとき。

第 11 条（造作等に伴う公租公課）

乙の設備造作に課せられる不動産取得税、固定資産税等は乙の負担とする。

第 12 条（修繕費等の負担区分）

1：建物の主体構造物及び付属設備の維持保全に必要な修繕は甲が行う。

2：本物件内の壁、天井、床、建具等に関する修繕（塗装替えを含む）及び窓ガラス、電球等の取替は、原則として乙の負担において行うものとする。

3：前項の要修理箇所が生じたときは、乙は速やかに甲に通知するものとし、自己負担の修繕といえども甲と協議のうえ、実施するものとする。

第 13 条（善管注意義務）

乙はこの建物を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

第 14 条（立入権）

1：建物の保全、衛生、防犯、防火、救護等のため必要有る場合、甲または甲の指定する者は随時本物件内に立入り、必要な措置を講ずることができる。

2：前項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

第 15 条（損害賠償）

1：乙が本契約の条項のいずれかに違反し、甲に損害を与えた場合には、乙は甲の蒙った損害を賠償しなければならない。

2：乙またはその代理人、使用人、請負人、来訪者、その他関係者の故意または過失により甲または他の入居者もしくは第三者に損害を与えた場合には、乙は直ちにその旨を甲に

通知し、一切これを賠償しなければならない。

第16条（免責事項）

- 1: 震災、風水害、火災その他、甲の責に帰すことのできない事由で乙が蒙った損害及び盗難または設備等の故障による損害については、甲はその責を負わない。

第17条（契約の解除）

乙が次の各号の一に該当するときは、甲は催告を要せずに直ちに本契約を解除し、本物件の明渡しを求めることができるものとし、乙はこれを異議ないものとする。この場合、甲が損害を蒙ったときは、乙に対してその損害を請求できる。

- 1: 賃料またはその他の費用の支払いを3ヶ月以上遅滞したとき。
- 2: 本物件を第2条の目的以外に使用したとき。
- 3: 他の入居者に著しい妨害を与えたとき、または与える恐れのあるとき。
- 4: 甲の信用、名誉を傷つける等の不信行為があったとき。
- 5: 信用が著しく低下したとき、または公序良俗に反する行為があったとき。
- 6: 無断で本物件から退去したとき、または無断で引き続き30日以上本物件を使用しなかったとき。
- 7: 乙もしくはその使用人の故意、または過失により本物件もしくは建物を著しく毀損したとき、または火災を発生させたとき。
- 8: 仮差押、仮処分、強制執行、破産、和議、会社整理、会社更生、解散等があったとき、または被後見人の審判がなされたとき。
- 9: この契約、またはこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

第18条（原状回復義務と明渡し）

- 1: 本契約が終了したときは、乙は賃貸借物件内に設置した造作その他の設備及び乙の所有物全てを撤去し、賃貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。
- 2: 乙が前項の義務を履行しないときは、甲が任意に乙の費用負担をもって代行しても乙は

何等の異議を申立てないものとし、万が一甲がこの義務の履行を免除した場合においても乙は賃貸借物件内に設置した造作、その他の買取りを甲に対して要求しないことはもちろん、以降の賃借人にたいしても売買譲渡することはできない。

3: 賃貸借物件の明渡しに際しては甲の立会いを必要とし、賃貸借物件内に乙が残置した物すべて甲のためその所有権を放棄し、甲が任意に処分しても乙は何等異議ないことを承諾した。

第 19 条 (明渡し遅延損害金)

この契約が終了し、乙が賃貸借物件を明け渡すべき義務が生じたにもかかわらず、乙が明渡しを遅滞したときは、明渡しすべき日の翌日より明渡し完了までの、賃料及び共益費相当額の倍額並びに、電気水道料金等の諸費用を損害金としてその遅延日数に応じ乙は甲に支払わなければならない。

第 20 条 (立ち退き料等の請求禁止)

乙は賃貸借物件の明渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず賃貸借物件及びその造作、設備について支出した費用または移転料、立退き料、権利金、補償等これに類する要求を一切甲にしてはならない。

第 21 条 (遅延損害金)

乙がこの契約に基づく債務の支払いを遅滞したときは、乙は期日の翌月以降年利 14.6% の割合による遅延損害金を甲に支払わなければならない。

第 22 条 (通知の義務)

乙はその代表者の移動があったときは、その内容を速やかに書面により甲に通知しなければならない。

第 23 条 (契約条項以外の事項)

この契約に定めていない事項または疑義が生じたときは、法令および一般貸しビルの商習慣に従い、甲乙が協議して定める。

この契約成立の証として本書式通を作成し、各自記名押印のうえ甲乙各巻通を保有する。

令和2年3月19日

埼玉県さいたま市桜区西堀 2-2-20

甲

有限会社村田管理サービス

乙

さいたま市桜区西堀 2-2-10 100号室

荒木 裕介

管理会社

免許番号 埼玉県知事 (4) 第 19084 号

所 在 さいたま市中央区鈴谷 5-2-2

商 号 株式会社 グッドステイホーム

代表者氏名 代表取締役 益子 賢治

宅地建物取引士 登録番号

氏 名

整理番号				9
------	--	--	--	---

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</div>年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">4</div>月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">30</div>日, 5月31日, 6月30日 </div>
支出額	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万 千</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: flex-end;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">7</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> 円 </div> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $100,000 \times 0.9 = 90,000 \times 3 = 270,000$)</p>
使 途	5、6、7月分 事務所賃借料
支 出 先	株式会社 ヨコハウス

上記のとおり支出しました。	
支出者名	埼玉県議会自由民主党議員団



貸室賃貸借契約書

貸主 株式会社ヨコハウス（以下「甲」という）と借主 藤井たけし事務所（以下「乙」という）は、貸室賃貸借について次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。尚、甲は下記の貸室（以下「貸室」という）を下記の各条項によって乙に賃貸する。

（使用目的・賃料及び期間）

第1条

1. 使用の目的 乙の住居として使用し、甲の承諾なしに入居人員の増加・減少、賃借権の譲渡、又は転貸をしてはならない。
2. 賃料及び管理費 賃料（管理費込み） 月額金 100,000 円也
ただし、1ヶ月に満たない月の賃料及び管理費は日割り計算とする。
3. 賃料支払方法 乙は前月末日までに、翌月分を甲の指定する銀行口座へ振込みにて支払う。（振込手数料は乙の負担）

賃料及び管理 費振込先	
----------------	--

乙は、乙の責に帰すべき理由（手続き上の支障等）その他により、賃料の支払いを遅延した場合には、遅延利息として年利14.6%相当分の損害金（請求手続実費共）を支払賃料に付して甲に支払わなければならないものとする。ただし、その事前に乙より甲に対して、文書その他による正確な連絡があり、甲がこれを了解した場合にあってはその限りはないものとする。

4. 契約期間 自 令和 1年 6月 1日
至 令和 3年 5月 31日（2年間）
5. 敷 金 敷金は、月額賃料の2ヶ月相当分金 200,000 円也とする。

（貸室の引渡し）

第2条 甲は契約締結後、契約書中に示される賃貸借開始日に貸室を乙に引き渡すものとする。

（賃料の変更）

第3条 本契約の第1条第2項に定める賃料が公租公課その他建物に対する負担の増減、周囲の土地の状況又は物価の変動等によって著しく不相当と認められるようになったとき又は、2年間の期間経過を基本として甲・乙協議のうえこれを変更することができる。

(敷金)

第4条 敷金については、次のとおり定める。

1. 乙は第1条第5項に定める敷金を貸室引渡しを受ける直前に甲に預け入れる。ただし敷金には利息をつけない。
2. 契約期間の満了、解除、解約等により、本契約が終了した場合に、又は乙に賃料、原状回復費その他の債務の未払いがあるときは、甲は敷金をこの債務の弁済に充当することができる。
3. 乙は敷金に関する債権を第三者に譲渡又は債務の担保と同様の結果となる全ての行為をしてはならない。
4. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡しその他本契約に基づく乙の債務を履行した後、すみやかに甲から乙に銀行振込により返還する。

(諸費用の負担区分)

第5条 諸費用の負担区分については、別添表を基本とする。電気、ガス、上水道、衛生費等は賃借料と別に乙が負担し支払うものとし、土地・建物にかかわる公租公課等は甲の負担とする。

(借主の誓約事項)

第6条 乙及び入居者である乙の家族は、甲の同意がなければ次のことをすることができない。

1. 第1条第1項に定める使用の目的を変更すること。
2. 借室等の全部又は一部を第三者に転貸すること。
3. 借室等の模様替えを行うこと。

(貸主の権利義務承継)

第7条 甲は本契約期間中建物を第三者に譲渡する場合は、甲の責任に於いて本契約上の甲の権利義務一切をすみやかに譲受人に引継ぎ、乙に対し迷惑をかけないように取りはからう。

(契約の解除・解約)

第8条

1. 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合には本契約を解除することができる。
 - (1)賃料を1ヶ月以上滞納したとき。又は、無断で1ヶ月以上不在のとき。
 - (2)本物件を故意もしくは過失により損傷したとき。(乙の来客・来訪者を含む)
 - (3)その他本契約に違反したとき。

なお、甲が上記の規定に基づき本契約を解除したことにより乙が損害を被ることがあっても、甲はその賠償の責めを負わない。

2. 甲もしくは乙が第1条第4項にいう契約期間中において解約を申し出る場合には、文書に

て予告することにより、甲と乙双方共本契約を解約することができる。尚、解約の予告期間については次の各号によるものとする。

(1) 甲及び乙は契約期間内であっても甲は6ヶ月、乙は1ヶ月の予告期間をもって本契約の解約を申し入れることができる。この場合、本契約は予告期間の満了と同時に終了する。

(2) 乙は前記(1)にいう予告期間に代え1ヶ月分の賃料相当額を毎月賃料と別途に甲に支払って即時解約することができるものとする。

3. 期間満了、解約等により本契約が終了するときは、すみやかに乙は本契約終了日までに貸室を甲に明け渡す。

(契約の更新)

第9条 本契約の満了する1ヶ月前までに当事者の一方が相手方に対して本契約を更新しない旨の通知をしなかったときは、さらに2年間を基本として甲・乙協議の上、これを更新することができるものとする。

1. 乙は甲に対し、更新料として月額賃料の新賃料1ヶ月相当分を支払うものとする。

(原状回復)

第10条 乙は本契約が終了・解約・解除された場合又は消滅した場合には、次の各号により建物を公序良俗に云う原状に回復して、全ての鍵と共に遅滞なく甲に明渡さなければならない。

1. 乙は甲との協議のうえ定められた期日までに、乙が貸室等に設置した諸設備・造作その他乙所有の物品を乙の費用と責任において撤去し損傷箇所を修理し、公序良俗に云う原状に回復しなければならない。

2. 前項に関わる撤去すべき物品等のとり付けや損傷箇所の原状回復については甲ならびに乙間において速やかに協議を行ないその結果において決定される金額を乙が甲宛に支払うことをもってこれに替えることができるものとする。尚、この金額は敷金より充当することもできるものとする。

3. 乙の残置物は、その所有権を乙が放棄したものとして、甲はこれを任意に処分することができる。尚、これに要する費用は一切乙の負担とし、乙はこれに対し異議を述べない。

(乙の管理責任)

第11条 貸室の管理については、乙が一切の責任を負うものとし、乙は建物を善良なる管理者の注意をもって使用するとともに、生活音や騒音の発生、住環境の整備衛生・各種防災等に対し充分配慮し、万全をはからなければならないものとする。

(禁止事項)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は何ら催告を要せず、本契約は解除となり、乙は本物件をその該当した日より30日以内に明渡さなければならない。

1. 貸室内において、危険な行為・近隣の迷惑となるような行為・不潔な生活行為や衛生上有害となる行為あるいは貸室に損害を及ぼすような行為等。
2. 石油ストーブの使用。
3. 建物共用部分（廊下・階段・屋上等）を、乙（家族共）以外の第三者に対して、迷惑となるような不用物・自転車類（ベビーカー含）・道具並びに荷物などの放置・保管場所として使用すること。及び、バルコニーにおいて避難救助の妨げとなるような物品（物置等）を設置すること。
4. 本物件内共用部分その他本物件に近接する場合において暴力団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動をして、他の入居者、管理者、出入者等に迷惑・不安感・不快感等を与えたとき。
5. 本物件内、共用部分、付属設備等に暴力団の組織、名称、活動等を表示又はこれに類する物を掲示もしくは搬入したとき。
6. 本物件内に暴力団構成員等を居住させ又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。
7. 本物件内、共有部分その他本物件に近接する場合において、喧嘩、暴行、傷害、脅迫、酒乱、薬物使用、精神障害等に関する犯罪を敢行し又は乙と関係する者がこれらの犯罪を敢行したとき。（他の住居者並びに管理者及び建物所有者等に対して、故意におとしめるような噂や中傷、誹謗を敢行することをも含む。）

(ペットの飼育)

第13条 乙は貸室内において動物を飼育する場合は下記事項を守るものとする。

1. 飼育する動物は小型犬・猫・小鳥（鳩カラスは除く）等の小動物に限定する。
2. 動物の保護及び管理に関する法律及び条例、狂犬病予防法等に規定する飼い主の義務を守るものとする。
3. 自己の居室又は指定された場所以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。
4. 動物の異常な鳴き声やふん尿から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけないこと。
5. 退去時の原状回復工事にはペットによる傷・臭いへの補修費用を負担する。

(契約の消滅)

第14条 天災、地変その他不可抗力により貸室の全部又は一部が滅失又は破損したときもしくは、貸室の大部分の使用が不可能となった場合、本契約は終了する。

(借主の故意過失による賠償責任)

第15条 乙は乙の故意又は過失によって貸室を損傷し又は、滅失したときは甲に対し即日その損害を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 甲及び乙はそれぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらの準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- (4) 自らまたは第三者を利用して次の行為をしないこと
 - ・相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - ・偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(規定外事項)

第17条 本契約に定めのない事項または疑義に亘る事項については、その都度甲ならびに乙が協議のうえ定める。

2. 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和
平成 元年 6月 1日

貸貸人(甲) 住 所 東京都千代田区神田松永町18番地1

氏 名 株式会社 ヨコハウス
代表取締役 横田 松博

賃借人(乙) 住 所 さいたま市大宮区浅間町2-78 大宮パザール105号室

氏 名 藤井 たいせし 事務所

〈 建 物 の 表 示 〉

名 称	大宮パストラルハイム
所 在 地	埼玉県さいたま市大宮区浅間町2丁目78番地
構造規模	鉄筋コンクリート造 3階建 集合住宅
部屋番号	105 号室
床面積	48.5 m ²

〈 入 居 者 〉

フリガナ 氏 名	続柄	生年月日

(人員 名)

※入居者に変更が生じる場合には事前に賃貸人へ連絡をするものとする。

以上

整理番号

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="0"/> 日 <small>6月2日, 6月30日</small>	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: small;">百万</td> <td style="font-size: small;">千</td> <td style="font-size: small;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value="3"/></td> <td><input type="text" value="2"/><input type="text" value="4"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/></td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="3"/>	<input type="text" value="2"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="3"/>	<input type="text" value="2"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>							

使 途	<p>5,6,7月分馬場賃借料</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $12,000 \times 0.9 = 10,800 \times 3$</p>
-----	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団 = 32,400

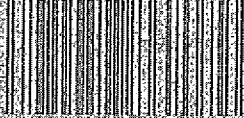
別紙明細

〔振込手数料〕

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

871052892776



7777777777777

2 年用

No.

領収証

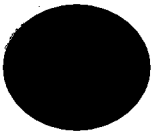


番号

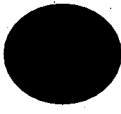


藤井 友けし 様

月 年 月 日
至 年 月 日

約 定

- (1) 契約事項に定められた日にお支払い下さい。
支払遅延又は持参なき為に出張集金の止むなき時は、手数料を申し受ける時があります。
- (2) 金銭受領における受領印は、当領収証に定めた受領印鑑以外のものを押印してある場合は無効とします。
- (3) この領収証を紛失された時は、ただちにその旨をお届け下さい
お届けなき場合又はお届け以前に生じた損害事故等については一切その責任を負いません。
- (4) この領収証を賃貸人の承認なく他に譲渡する事は出来ません。

2021年 2月分	2021年1月29日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2021年 3月分	2021年2月26日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2021年 4月分	2021年3月31日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	

2021年 5月分	2021年4月30日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2021年 6月分	2021年6月2日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	
2021年 7月分	2021年6月30日 受取りました ¥12,000-	領収 印鑑	

整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</div>年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">4</div>月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">30</div>日 , 5月31日, 6月30日 </div>
支出額	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">百万 千</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">4</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">5</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> 円 </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="margin-top: 10px;">(按分した場合の積算方法 $15,000 \times 0.9 = 13,500 \times 3 = 40,500$)</p>
使 途	<p style="font-size: large; text-align: center;">5.6.7月分 駐車場賃借料</p>
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

駐車場賃貸借契約書

年 月 日

賃貸人	住所	[Redacted]	印鑑	●
	氏名			
賃借人	住所	さいたま市大宮区浅間町2-78-105	印鑑	●
	氏名	藤井 健 克		

1	場所	[Redacted]			
2	駐車場 区画	●			
3	車 両	車名	登録番号	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁
4	賃 料	一カ月 15,000 円	支払方法 当月末翌月前納	特約	2カ月分滞納の ときは無催告解除
5	期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	満 年間	特約	更新可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたときは賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし			
7	権利譲渡 禁 止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止		特約	違反のときは 無催告解除
8	解 約	賃貸人 カ月前予告 賃借人 / カ月前予告 解約可能			
9	保証金	金 〇 円也 契約終了時明渡完了と 同時に諸費用控除返還			
10	そ の 他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。			

複製禁ず 日本法令 契約16-2N 7.1①

整理番号				5
------	--	--	--	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

<p style="text-align: center;">支 出 年 月 日</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">3</td> <td>年</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">4</td> <td>月</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">0</td> <td>日</td> <td style="margin-left: 20px;">5月31日</td> </tr> <tr> <td colspan="9"></td> <td style="text-align: right;">6月30日</td> </tr> </table>	0	3	年	0	4	月	3	0	日	5月31日										6月30日
0	3	年	0	4	月	3	0	日	5月31日												
									6月30日												
<p style="text-align: center;">支 出 額</p>	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="4"></td> <td>百万</td> <td colspan="4"></td> <td>千</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">0</td> <td colspan="3">円</td> </tr> </table> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $167,000 \times 0.9 = 150,300 \times 3 \text{ヵ月} = 450,900$)</p>					百万					千	4	5	0	9	0	0	0	円		
				百万					千												
4	5	0	9	0	0	0	円														
<p style="text-align: center;">使 途</p>	<p style="text-align: center;">5月分、6月分、7月分 事務所賃借料</p>																				
<p style="text-align: center;">支 出 先</p>	<p style="text-align: center;">有限会社 赤岩不動産</p>																				

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

事業用賃貸借契約書(更新)

貸主 有限会社赤岩不動産(以下甲という)と借主 須賀 敬史(以下乙という)
と連帯保証人 [REDACTED] (以下丙という)とは、事業用建物賃貸借契約(以下
本契約という)に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約
を締結した。

(1) 賃貸借の目的物の表示等

名称 ゴールドハイツ蔵 102号

所在地 住居表示 埼玉県蕨市中央3丁目17番23号

(登記簿)蕨市中央三丁目4356番5 (家屋番号4356番の102, 103)

種類 店舗、事務所

構造 鉄筋コンクリート造5階建

面積 専有約 53㎡ (約16坪)

その他使用可能面積 なし

物件の所有者 蕨市中央1-25-6 有限会社赤岩不動産

(2) 賃貸借条件

使用目的 事務所(その種類 事務所)

賃料 167,000円 (消費税 なし)

共益費・管理費 なし

敷金 300,000円

雑費 (町会費任意加入)

保証金 なし

敷金の返還時期 本物件明渡後30日以内

更新料 新家賃の1か月分

火災等保険料 任意加入

契約期間 令和2年10月16日から 令和5年10月15日までの3年間

借主の解約権 解約の効力は、借主が解約の申し入れをした日から1ヶ月の経過をもって
発生する。

賃料等の支払い方法並びに支払い期限

振込払 振込先 [REDACTED]

[REDACTED]あて

振込合計金額 167,000円

翌月分を毎月月末までに(翌月前払い)

振込料は乙の負担とする。

5-3

(3) その他	付 属 施 設						
	貸 与 す 一 覧	正面入口	No. (個)		No. (個)		No. (個)
			No. (個)				
							合 計
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成 年 月 日							

(特約事項)

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

2020 年 10 月 10 日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ) 住 所 電 話 番 号	〒 蕨市中央1丁目25番6号 048-431-2325	〒 蕨市中央1-14-10-602
(フリガナ) 氏 名	有限会社 赤岩不動産 代表取締役 赤岩 常光	須賀 敬史

(フリガナ) 連帯保証人・丙	〒 (住所) (氏名) (電話番号)	〒 (住所) (氏名) (電話番号)
-------------------	-----------------------------	-----------------------------

媒介業者		媒介業者	
免許番号	埼玉県知事免許(10)第10971号	免許番号	
所在地	蕨市中央1丁目25番6号	所在地	
商号	有限会社 赤岩不動産	商号	
代表者	赤岩 常光	代表者	
電 話	048-431-2325	電 話	
F A X	048-431-2326	F A X	
宅地建物取引士(自署押印)		取引士 (自署押印)	
登録番号		登録番号	()第 号
氏 名		氏 名	

整理番号				6
------	--	--	--	---

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center; font-weight: bold;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	--

支出年月日	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td>年</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td>月</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td>日</td> <td style="margin-left: 20px;">5月31日</td> <td style="margin-left: 20px;">6月30日</td> </tr> </table>	0	3	年	0	4	月	3	0	日	5月31日	6月30日
0	3	年	0	4	月	3	0	日	5月31日	6月30日		
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">0</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">百万 千</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 22,000X0.9X3ヵ月=59,400)</p>			5	9	4	0	0	円			
		5	9	4	0	0	円					
使 途	5 月 分、 6 月 分、 7 月 分 駐 車 場 賃 借 料											
支 出 先	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 20px;"></div>											

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団

6-2

駐車場使用契約書

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 須賀 敬史 (以下「乙」という。)は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 駐車場の表示

駐車場の表示	所在地	埼玉県蕨市中央1丁目15番20		
	名称	浅香パーキング	指定場所	XXXXXXXXXX

頭書(2) 車種・車名型式

車種・車名型式	ホンダ・シャトル	登録番号	XXXXXXXXXX
---------	----------	------	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	2021年4月28日 から 2022年4月27日までの 1年間
目的物件の引渡し時期	2011年4月28日

頭書(4) 賃料・敷金

賃料(駐車場使用料)	月額 22,000円 (内消費税 2,000円)
敷金	金 20,000円
支払期限: 毎月末日までに 当月分 ・ <input type="checkbox"/> 翌月分 を支払う	
支払方法	1. 口座振替
	2. 振込み
	3. 持参
金融機関: XXXXXXXXXX	
口座番号: XXXXXXXXXX	
口座名義人: XXXXXXXXXX	
TEL: 048(887)8365	
持参先:	

頭書(5) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 XXXXXXXXXX
	住所 XXXXXXXXXX

管理業者	商号又は名称 リアルホーム株式会社
	所在地・TEL 埼玉県さいたま市浦和区東高砂町2-1 TEL:048(887)8365
	賃貸住宅管理業者登録制度登録番号: 国土交通大臣()第 号
	(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号: ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載

管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
-------	---

※貸主と駐車場の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(6) 更新に関する事項

- 更新時、借主は貸主に更新料として新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。
- 更新時、更新事務手数料として借主はリアルホーム(株)に新賃料の0.5ヶ月分を支払うこと。

頭書(7) 特約事項

- 契約の解除は1ヶ月前にリアルホーム(株)に当社指定の書面にて通告すること。書面到達時より、1ヶ月間は賃料発生致します。また、口頭の受付は致しません。
- 貸主からの解除予告は3ヶ月前とする。
- 駐車場にプレート等を設置する場合は借主負担で行う。プレートは車止めに設置し、退出時は借主の負担と責任において原状に戻すこと。
- 車庫証明代は5,000円(税別)とする。
- 消費税の負担、税率等が変更された時はその月よりそれに従うものとする。
- 賃料22,000円は、2021年5月分からとします。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

2021年 4 月 日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主 (法人の場合)	商号	TEL
	代表者名	
	住所	
乙・借主 (個人の場合)	氏名 須賀 敬史	TEL 048 443-7847
	住所 蕨市中央1-14-10 グランコート蕨602号	
宅地建物 取引業者	商号(名称) リアルホーム株式会社	代表取締役 野澤 忠義
	事務所所在地・さいたま市浦和区東高砂町22-1 TEL・048(887)8365	
	免許証番号 埼玉県知事 (7) 14904 号	
宅地建物 取引士	氏名	登録番号
	業務に従事する事務所名	リアルホーム株式会社
	事務所所在地	埼玉県さいたま市浦和区東高砂町22-1
	TEL	048(887)8365

※印は実印

整理番号			86
------	--	--	----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>年</td> <td></td> <td>4</td> <td>月</td> <td></td> <td>30</td> <td>日</td> </tr> </table>		3	年		4	月		30	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td></td> <td>千</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8</td> <td>1</td> <td>000</td> <td></td> </tr> </table>	百万		千		円		8	1	000	
	3	年		4	月		30	日														
百万		千		円																		
	8	1	000																			

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所賃貸契約更新料 ([] 様 (有)鈴木不動産 様)
-----	------------------------------------

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

$$90,000 \times 0.9 = 81,000 -$$

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸契約更新についてのお願い

所在地 本庄市小島南二丁目4番24号 名称 小島南事務所

標記、物件の賃貸借契約が令和3年4月10日をもって期間満了となります。
つきましては、引き続きご契約をされる場合は、仲介業者（有）鈴木不動産にて契約更新の手続きをしていただくことになります。

なお、前回の重要事項説明書及び契約書にもお願いしてありますが、更新時より賃料を1ヶ月金——円に改定（現状のまま）して下記のようにお願い申し上げます。
契約更新の手続きの際、ご本人の印鑑・保証人の印鑑及び、印鑑証明書並びに、次の諸費用をご用意の上、誠に恐れ言いますが令和3年7月20日頃までに、ご来店ないしはご連絡くださるようお願い申し上げます。

重ねて恐縮ですが、ご予定が決まりましたら、ご一報いただけますと幸いです。

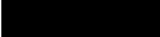
記

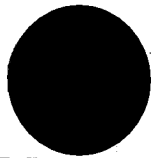
1.敷金の追加	金	円
2.更新料	金	60,000円
3.共益費	金	円
4.駐車料	金	円
5.更新事務手数料	金	30,000円
6.家財保険料	金	円
合計	金	90,000円

上記の通りご通知申し上げます。

令和3年3月吉日

飯塚 俊彦 様

賃貸人 

本庄駅北通り
仲介者 本庄市銀座2丁目10番9号 
有限会社 鈴木不動産
TEL 0495-21-1155

整理番号			/	3
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年 4月 30日 <small>他</small>	支出額	百万 千 円 54000
-------	-------------------------------	-----	-----------------------

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	セキリ代(R3.4~6月分)
-----	----------------

領収書等貼付欄

別紙

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

20000 × 3月 × 9/10

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■	普通	■■■■■	効形 マチ

入出金明細

照会範囲：2021年04月30日～2021年04月30日 照会件数：1件

2021年05月12日 11時33分58秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2021年04月30 日	20,000円		セコム	■■■■■

全件数：1件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	効ル マサ

入出金明細

照会範囲：2021年05月31日～2021年05月31日 照会件数：1件

2021年07月09日 14時17分06秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2021年05月31日	20,000円		セコム	■■■■■■■■■■

全件数：1件

入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
■■■■■■■■■■	普通	■■■■■■■■■■	効ル マサオ

入出金明細

照会範囲：2021年06月30日～2021年06月30日 照会件数：1件

2021年07月09日 14時19分29秒時点の情報です。

全件数：1件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2021年06月30日	20,000円		セコム	■■■■■■■■■■

全件数：1件

整理番号				14
------	--	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>年</td> <td>4</td> <td>月</td> <td>30</td> <td>日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">他</p>	3	年	4	月	30	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,755</td> <td>00</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1,755	00
3	年	4	月	30	日										
百万	千	円													
	1,755	00													

使 途	事務用清り代
-----	--------

領収書等貼付欄

別紙代

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

$$(75,000 + 60,000 + 60,000) \times \frac{9}{10}$$

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

領 収 書

高橋政雄県政活動事務所 様

★ ¥75.000.-

但 県政活動事務所 清掃費として
「2021年4月期5日間」

令和3年(2021年) 4月30日(金)

アライ企画 新井 香
東京都江東区大島4-7-3

領 収 書

高橋政雄県政活動事務所 様

★ ¥60.000.-

但 県政活動事務所 清掃費として
「2021年5月期4日間」

令和3年(2021年) 5月31日(月)

アライ企画 新井 香
東京都江東区大島4-7-3

領 収 書

高橋政雄県政活動事務所 様

★ ¥60.000.-

但 県政活動事務所 清掃費として
「2021年6月期4日間」

令和3年(2021年) 6月30日(水)

アライ企画 新井 香
東京都江東区大島4-7-3

整理番号			15
------	--	--	----

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">30</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">日</td> <td>他</td> </tr> </table>	3	年	4	月	30	日	他	
3	年	4	月	30	日	他			
支出額	<table border="1" style="display: inline-table; margin-left: auto;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small; margin-left: 100px;">百万 千</p> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p>(按分した場合の積算方法 $360000 \times 19 = 324000$)</p>	3	2	4	0	0	0	0	円
3	2	4	0	0	0	0	円		
使 途	事務所家賃 駐車場代								
支 出 先	(有) ケイパラシニング								

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 高木 功介 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ドムス菱屋 2階 202号室		
	所 在 地	(住居表示)さいたま市浦和区常盤2丁目9番19号 区画番号()		
		(登記簿)さいたま市浦和区常盤2丁目46番		
	構 造	木造・鉄骨造・ <u>鉄筋コンクリート造</u> ・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・ <u>スレート葺</u> ・垂鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (3)階建/全(6)戸		
	種 類	居宅	新築年月	1985年 1月
面 積	61.55 m ²			
附 属 施 設	ベランダ 9.67 m ²			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

政務調査事務所(自由民主党県議会議員)

頭書(3) 契約期間

2019年 7月 1日 から 2021年 6月 30日まで(2年間)		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%; padding: 5px;">目的物件の引渡し時期</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">2019年 6月 30日</td> </tr> </table>	目的物件の引渡し時期	2019年 6月 30日
目的物件の引渡し時期	2019年 6月 30日	

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 (内消費税等)	100,000円 円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等)	3,000円 円)	家 財 保険料	18,500円
敷 金		100,000円 (賃料 1ヶ月)	礼金		150,000円	附 属 施設料	月額 (内消費税等) 円 円)
保証金		円 (賃料 ヶ月)	償 却				
その他の条件							
貸与する鍵	鍵 No.						
	本 数	■本		■本		■本	
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで					
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込						
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先					
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名					

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 高木 功介
	(自宅) TEL
	(勤務先) TEL (会社名・部署名)
	(携帯) TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名
	住所

管理業者	商号又は名称 有限会社ケイプランニング
所在地	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 TEL 048-824-1423
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	00105
管理担当者	氏名 小池 東司 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名
		住所
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供する保証	家賃債務保証会社名
		主たる事務所所在地

頭書(8) 更新に関する事項

更新料は新賃料の1ヶ月分、更新手数料は新賃料の1/4ヶ月分(税別)を支払うこと

頭書(9) 特約事項

<ol style="list-style-type: none"> 1. 本契約書第3条に基づく賃料等の支払いにおける振込手数料は借主負担とする 2. 頭書(4)に記載する家財等保険料は2年間に一度支払うものとする 3. 本契約を解約する場合は、甲においては6ヶ月前、乙においては3ヶ月前までに各々相手方に対し書面で通知し、この予告期間の完了をもって本契約は終了するものとする
--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

2019年 6月 18日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 高木 功介	TEL
	住所	
連帯保証人	氏名 (別紙承諾書により認証) 印	TEL
	住所	

		A	B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	主たる事務所 所在地・TEL	
	商号又は名称 代表者の氏名	有限会社ケイプランニング 小池 東司	商号又は名称 代表者の氏名	印
	免許証番号	埼玉県 大臣 知事 (12) 第 7531 号	免許証番号	大臣 知事 () 第 号
	免許年月日	平成 30年 9月 26日	免許年月日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	小池 東司	氏 名	印
	登 録 番 号		登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	有限会社ケイプランニング さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号 048-824-1423	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

駐車場（自動車保管場所）契約書

所在地	さいたま市浦和区常盤2丁目2番5号
名称	さかえパーキング内 第 [] 号
車種及びナンバー	トヨタ プリウス
賃料	1ヶ月 金17,000円也
敷金	金17,000円也（無利息の約定）

貸主（甲）と借主（乙）は、下記条項を双方承諾の上本契約を締結する。

第1条 賃借の期間は令和 元 年 9 月 16 日迄向う2ヶ年とする。但し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することもできる。

第2条 賃料の支払いは毎月末日までに翌月分を乙は甲又は甲の指定人に持参して支払うか、甲指定の銀行口座に払い込むものとする。

第3条 乙が賃料の支払いを1ヶ月なりとも滞納せる場合は、敷金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明渡すものとする。

第4条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は常時充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。

第5条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借権の譲渡及転賃は絶対にしてはならない。

第6条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた下記記載の管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。

- (1) 駐車場で粗暴な運転は行わないこと。
- (2) ゴミ等は一切捨てないこと。
- (3) 深夜・早朝等の出入りについては、近隣の迷惑となるような行為は一切行わないこと。

第7条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令等により危険物として指定されている物件の積み込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となすべき行為を一切なさざること。又屋根付等の工作物を作る事は出来ない。

第8条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並に火災、盗難等

が発生しても甲は乙に対し責任を負わないものとする。

第9条 乙又はその代理人・使用者・運転者・同乗車等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその施設や駐車場の他の自動車に損害をあたえた時、乙は当該相手方に対し賠償するものとする。

第10条 (1) 甲の都合により本契約を解除する時は3ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

(2) 乙の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に通告し期間満了と同時に乙は完全に明渡すこと。

第11条 第1条の賃借期間満了により本契約を更新した時、事務手数料として甲・乙は新賃料の%ヶ月分ずつを仲介業者に支払う事とする。

(特約条項) 1. 「賃料の振込先」

[]

2. 振込手数料は乙の負担とする。

この契約の証として、本契約書を2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和 元 年 8 月 30 日

貸主（甲） 住所 [] 氏名 []

借主（乙） 住所 [] 氏名 []

連帯保証人 住所 [] 氏名 []

仲介業者兼管理者

さいたま市浦和区常盤6丁目16番14号
有限会社 ケイプランニング
代表取締役 小池 東
TEL 048-824-1423

整理番号 -

政 務 活 動 費 支 出 証 明 書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

<p style="text-align: center;">経 費 区 分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="4"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="0"/> 日 <small>令和3年 6/8, 6/29, 7/29, 8/26, 9/25, 10/26, 11/27, 12/25, 令和4年 1/31, 2/25, 3/26</small>
支出額	<p style="text-align: right;">百万 千</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;"> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="0"/> </div> 円 <small>※ 政務活動費を充当した金額を記載</small> <small>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため (按分した場合の積算方法 637,800 × 0.9 574,020)</small>
使 途	事務所賃料 (令和 3 年 9 月 ~ 令和 4 年 4 月)
支 出 先	株式会社アットホームズ

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



建物賃貸借契約更新合意書

貸貸人(以下「甲」という)と借借人(以下「乙」という)は、2016年8月25日(締結した下記「物件表示」記載の建物賃貸借契約(以下「原契約」という))について、以下条項を承諾の上、建物賃貸借契約を更新することを合意する。

物件表示

名称	コーポビル			1階	102	号室
所在地	〒369-0314 埼玉県児玉郡上里町三町25-1					
構造	鉄骨造	階数	5	階建てのうち		1階～1階
間取	事務所	賃借面積	40.67㎡(12.30坪)			
特約条項	入居期間に拘らず、退去時には室内クリーニング・エアコンクリーニング(台分)費用(52,000円税別)が必要で、費用は借主負担となります。退去時に室内での喫煙が認められた場合、居住年数に関らず汚損箇所の天井・壁クロスの張替費用は借主の負担とします。貸主においてはその6ヶ月前までに、借主においてはその2ヶ月前までに、解約を申し入れることができます。					

特約事項

第1条 本更新より敷金、賃料、共益費、その他の条件を次の通りとする。

月次支払額		契約時一時金等	
賃料	月額 48,950円(税込)		
共益費	月額 2,200円(税込)		
定額水道料	月額 2,000円		
駐車料	月額 1台無料		

更新料	新賃料の1ヶ月(別途税)
更新事務手数料	新賃料の0.5ヶ月(別途税)

上記の改定は 2020年8月25日 より適用する。

第2条 賃貸借契約期間は 2020年8月25日 から 2022年8月24日 までと改定する

2020年6月20日

甲(貸主) 住所 埼玉県本庄市東台5-1-7
 氏名 圏央アセットマネジメント株式会社
 (貸主代理) 株式会社アットホームズ

借借人(乙)	住所	〒369-0314 埼玉県児玉郡上里町三町25-1	
	氏名	齋藤 邦明	

保証会社	全保連株式会社
------	---------

媒介人 住所 埼玉県本庄市けや木1-2-1
 商号 株式会社アットホームズ
 代表取締役 大野 寛
 免許番号 埼玉県知事(6)第16997号
 取引士 [REDACTED]
 登録番号 [REDACTED]

整理番号 28

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	3 年 5 月 3 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">715</td> </tr> </table>	百万	千	円			715
百万	千	円							
		715							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	ダスキンスタイブ $1,430 \times \frac{1}{2} = 715$
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客さま名 XXXXXXXXXX 3560 4875 8162 4071

納品・請求書
兼 領収書

株式会社ダスキンサーブ北関東
ダスキン宮原支店
〒331-0812 さいたま市北区宮原1丁目6-2
TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0890



小島 信昭 様
ポイントカード

発行日 2021年 5月 3日 日次回訪同日 2021年 5月 31日 取引 現金 No. 100297508600

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品		納品・回収		訂正	備
				金額	金額	金額	金額		
ベーシックマットS・G	BSG	4W	660	1	1	660			
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	770	1	1	770			

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	1,300	130	1,430	1,430

確認サイン

担当者名 XXXXXXXXXX

327

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 9

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	03年 05月 06日	支出額	百万 千 円 4400
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途 駐車場代更新事務手数料
 $22,000 \div 4 \times 0.8 = 4,400$
 政務活動に使用する割合が 8% 以上であるため

領収書等貼付欄

領 収 証

内 沼 博 史 様 No. _____

★ ¥22,000.-

但 双柳駐車場(No. 2345)4台分更新事務手数料として
 2021年 5月 6日 上記正に領収いたしました

内訳	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜税込)
	%	消費税額等

収 入
印 紙

埼玉県飯能市仲町2番3号
 会平沼株式会社
 代表取締役 平沼弘也

※領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

駐車場貸借借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番号	■	駐車料金	月額20,000円
所在地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和3年7月 / 日から令和5年6月30日迄の2年間とする。				
振込先	■	口座	■	■	■
■	■	名義	■	■	■
■	■	色	■	登録番号	■

- 第1条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第2条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第3条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第4条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸してはならない。
- 第5条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第6条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第7条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決すべきことをとする。
- 第8条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならぬ。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第9条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第10条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月以上前に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第11条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新税率あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

- 第12条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第13条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第14条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第15条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和3年5月6日

貸主(甲) 住所 ■■■■■
氏名 ■■■■■
所在地 埼玉県飯能市仲町2-3-3
(甲)代理人 全平沼株式会社
電話 042(972)7808

借主(乙) 住所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2
氏名 内沼博史
電話番号 042(972)6432
ご自宅 ()
お勤め先 () (社名)

- 重要事項再確認 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
- 振込料は乙の負担。
- 場内のトラブルは当事者間で解決する。
- 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
- 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。

整理番号				
		1	1	0

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>3</td><td>年</td> <td>0</td><td>5</td><td>月</td> <td>0</td><td>6</td><td>日</td> <td>他</td> </tr> </table>	0	3	年	0	5	月	0	6	日	他	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td>千</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td>1</td><td>0</td> </tr> <tr> <td></td><td>6</td><td>3</td> </tr> <tr> <td></td><td>0</td><td>4</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		1	0		6	3		0	4
0	3	年	0	5	月	0	6	日	他																
百万	千	円																							
	1	0																							
	6	3																							
	0	4																							

使途	<p>事務所賃貸料(令和3年6月～7月分) $66,440 \times 2 = 132,880$</p> <p style="text-align: right;">$132,880 \times 0.80 = 106,304.0$</p>
----	---

<p>領収書等貼付欄</p> <p>③事務所賃貸料(令和3年6月～7月分)</p> <p>⑤高橋稔裕 政務活動に使用する割合が8/10のため按分します</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙明細</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;"><u>880</u> [振込手数料]</p>	<p>埼玉県議会自由民主党議員団</p>
<p>※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)</p>	
<p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	

整理番号 1 1 0 - 2

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

補記

- ③事務所賃貸料(令和3年6月~7月分)
- ⑤高橋稔裕

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56704	03-05-06	09:16	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千	円	

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマケツツキン
カッ
普通 0661651
クキミツビツツトウツヤハンハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカットウツムツヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 400009
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、埼玉りそな銀行
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
56705	03-06-03	16:47	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥66,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千	円	

お振込明細またはご案内
お受取人
サイタマケツツキン
カッ
普通 0661651
クキミツビツツトウツヤハンハイ(カ様
登録番号 0001
タカハツツヒロ セイムカットウツムツヨ様

電話番号 09018170065
取扱番号 600006
印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

賃貸借契約書

令和 3 年 4 月 10 日

賃貸人	住所	久喜市上清久1206-1	●	
	氏名	久喜三菱自動車販売株式会社		
賃借人	住所	加須市 礼羽 454-2	●	
	氏名	高橋 総裕		
場所	加須市土手2-17-15 (旧プレカット工場事務所 1F)			
賃料	1ヵ月 60,000円 (別途、消費税)			
	別途、電気、電話、ガス使用料、プロバイダー契約料は賃借人負担とする。			
	※ただし、公租公課の増徴、経済情勢、その他特別な変動があった場合は、契約期間中といえども賃料を変更するものとする。			
支払方法	前払いとし、毎月20日までに翌月分を支払うものとする。 ※別途、電気、電話、ガス代及びプロバイダー契約料は3ヶ月ごとに合算分を請求する。			
期間	自 令和3年 5月 1日 至 令和4年 4月 30日 満 1 年間 ※ただし、期間満了3ヵ月前に双方申し出無き場合は、期間を更新する。			
禁止	賃借権を第三者に譲渡または転貸することを禁止する。			
解約	賃貸人 3ヶ月前予告 賃借人 3ヶ月前予告 解約可能			
振込先	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> 口座番号 <div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 5px;"></div> (ただし、振込手数料は、賃借人負担とする。)			

整理番号				8	-
------	--	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年 5月 7日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>106</td> <td>480</td> </tr> </table> ※政務活動費を充当した金額を記載	百万	千	円		106	480
百万	千	円							
	106	480							
使 途	事務所家賃(5月分) 政務活動の使用する割合が8/10のため $133,100円 \times \frac{8}{10} = 106,480円$								

領 収 証

No. 00679C

浅井 明 様

2021年5月8日

金額 133,100 -

但し 森田ビル 201号室 5月分賃料 ¥133,100 (5月7日入金分)
 上記の金額正に領収いたしました



内 訳
 税抜金額
 消費税額等(%)



株式会社

ベストハウジング



- 本 社 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

8-2 建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル	
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24	
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て	
用途	事務所	
契約面積	2階部分	35,34 m ²

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3年0月間
終期	2023年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円 (内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円 (内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	<p>1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれを差し引く(相殺する)ことができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後8ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。</p>
礼金	円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>
	振込先金融機関名・支店名
	口座番号
	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主 氏名		電話	()
住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

8-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
- ・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越ヶ谷1丁目8-6
 氏名 浅井 明 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]
 氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 国土交通大臣(4)第 6029 号 免許証番号 第 号
 事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6 事務所所在地 第 号
 商号 株式会社 ベストハウジング 商号 第 号
 代表者等 八巻 康雄 代表者等 第 号
 登録番号 第 号 登録番号 第 号
 宅地建物取引士 宅地建物取引士

整理番号 9 - 1

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p> 3 年 5 月 7 日</p>	<p>支出額</p>	<p style="text-align: right;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;"> 4 4 0 0 </p> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p>	<p>事務所費(5月分)</p> <p>$5500円 \times \frac{8}{10} = 4400円$</p> <p style="text-align: right;">※政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p>		

領 収 証

No. 006797

浅井 明 様

2021年5月8日

金額 ¥ 5,500-

収 入
印 紙

但し森田ビル 201号室 事務所費として5月7日入金分
上記の金額正に領収いたしました

内 訳 _____
税抜金額 _____
消費税額等(%) _____



株式会社

ベストハウジング

- 本 社 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885

扱 者 印

社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35,34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間	
終期	2023年6月30日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円	(内消費税等 10,700 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 15,400 円	(内消費税等 1,400 円 ・ 税率 10 %)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額	
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。	
	円	円
礼金	× 円	
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>	
	振込先金融機関名・支店名	口座種別
	口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

9-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/>	円
--------	---	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
- ・貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

借主 住所 越谷市越谷1丁目8-6
 氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	国土交通大臣 (4) 第 6029 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地	
商号	株式会社 ベストハウジング	商号	
代表者等	八巻 康雄	代表者等	
登録番号	第 [REDACTED] 号	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[REDACTED]	宅地建物取引士	

整理番号

		1	2
--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">3</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px;">1</td></tr> </table> 日	0	3	0	5	1	1	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;">百万</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">千</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">7520</td> </tr> </table>	百万	千	円		4	7520
0	3														
0	5														
1	1														
百万	千	円													
	4	7520													

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>03.05.27</p> <p>03.06.29</p> <p>馬車場代(聴2.報2) 52800×0.9=47520</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 書

No. 012327

平成 3 年 5 月 11 日

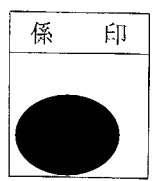
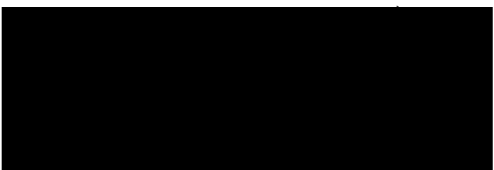
松澤正 代表 松澤正 様

金 額	百万	千	円
			7,176.00

但 不念馬車場 駐車料金5月分(税込) 47520

上記金額正に領収いたしました

印 紙



取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

整理番号

			/	2	-	/
--	--	--	---	---	---	---

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

埼玉県議会自由民主党議員団

領 収 書

No. 012333

松澤正身議会議員事務所
代表 松澤 正 様

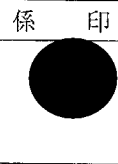
令和
~~平成~~ 3年 5 月 27 日

金 額	百万	7	千	6	円
-----	----	---	---	---	---

但大倉町駐車場 駐車料金 6800円 (税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙



取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

領 収 書

No. 012342

松澤正身議会議員事務所
代表 松澤 正 様

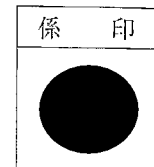
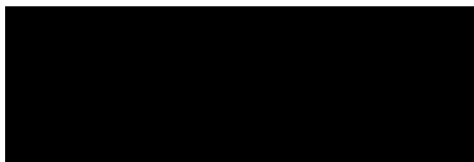
令和
~~平成~~ 3年 6 月 29 日

金 額	百万	7	千	6	円
-----	----	---	---	---	---

但大倉町駐車場 駐車料金 7800円 (税込)

上記金額正に領収いたしました

印 紙



取扱い店 資産管理課 本店 資産管理課 八潮店 資産管理課 吉川店

整理番号			20
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="5"/> 月 <input type="text" value="11"/> 日	支出額	百万 千 円 <input type="text" value="58270"/>
-------	---	-----	--

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所 駐車場 更新料 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $84,500 - 20,000 (\text{総務保険 自己負担分}) = 64,500 \times 0.9 = 58,050$
-----	--

MIZUHO みずほATMコーナー | ご利用明細票

尾澤三郎 埼玉県議会自由民主党議員団

ご利用ありがとうございます。内容をご確認のうえ、必ずお持ち帰りください。 みずほ銀行

お取引日	振込・振替元の口座番号	普通
2021--5-11	1427169	
店番号	お取引口座番号	
0001-	*****	
振込手数料	お取引金額	
220	*****84,500	
お取引内容	お取引後残高	
電信振込	*****484,349	
時刻	利用手数料	お取扱店番号
0929***0	-075200-	10210697

三郷
現金感覚で使える、みずほJCBデビット取扱中!くわしくは窓口まで
みずほ銀行
浦和支店
カ)タイセイ、ハウジー、コウシンコウサ
様
アイザワ ケイチロウ 様

発信番号81511075200000D

4729
0003173400

別紙明細

 ￥220 [振込手数料]

しないこと。
 が足りない場合は、別紙を使用すること。
 (番)を付すこと。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

コードNo.

令和03年04月12日

〒341-0018

埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5
加藤コーポラス 0101

逢澤 圭一郎 様

株式会社 タイセイ・ハウジー

川口営業所

TEL:048-498-6161

担当者

更新担当事業所

本社事務センター・更新係

03-3350-8162

契約更新手続きのご案内 兼 ご請求書

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃は弊社管理物件をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、現在ご契約いただいております物件の賃貸借契約が、来る2021年05月31日をもって契約期間満了となります。つきましては、契約更新に必要な書類及び諸費用を、下記の通りご案内申し上げますので、5月20日までに手続き完了いただくようお願い申し上げます。尚、更新諸費用のお振込みに関しましては領収書は発行せず、振込票の控えを代用とさせていただきますことをご了承願います。

敬具

1. 対象の物件

名称	加藤コーポラス	室号	0101	区画	
----	---------	----	------	----	--

入居者		契約No.	
-----	--	-------	--

2. ご請求金額 ¥84,500

3. お振込口座	みずほ銀行	浦和支店	普通 1427169	カ)タイセイ・ハウジー
----------	-------	------	------------	-------------

※お振込の際、振込人ご名義の前に本書左上の「コードNo.」をご入力下さい。

※更新諸費用のお振込は毎月のお家賃等支払い口座とは異なります。お間違えなきようお願い致します。

※お振込に要する費用はお客様のご負担となります。

4. ご請求金額内訳

項目	適用	金額	消費税
更新料	新家賃の 1.0ヶ月分相当額	59,000	非課税
駐車場更新料	新駐車料(税込)の 1.0ヶ月分相当額	5,500	含む
更新事務手数料			含む
総括保険(SJ)		20,000	非課税
日割家賃差額	月 日 ~ 月 日迄の 日分		非課税
日割共益費差額	月 日 ~ 月 日迄の 日分		非課税
日割駐車場差額	月 日 ~ 月 日迄の 日分		含む
敷金充当額	更新前 ¥59,000 と、更新後 ¥59,000の差額		非課税
駐車場敷金充当額	更新前 ¥5,000 と、更新後 ¥5,000の差額		非課税
合計		¥84,500	

5. お手続き完了に必要な書類

別紙「賃貸借契約更新についてのご案内」をご参照ください。

6. 更新後の毎月お支払額 (令和03年06月分より)

項目	お支払額	税抜本体	消費税
家賃	59,000		
共益費	3,500		
駐車料	5,500	5,000	500
合計	68,000	5,000	500

整理番号 0015

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	03年05月12日	支出額	百万 千 円 [] [] [] 4 6 7
※政務活動費を充当した金額を記載			

使 途
 5月分清掃用フロアモップレンタル料
 政務活動及びそのための議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。
 (按分した場合の積算方法 $935 \times 0.5 = 467$)

領収書等貼付欄

ダスキンプランチャイスチエーン加盟店

お客様名 []
 埼玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書
 兼 領 収 書

(1332743)

ダスキン坂戸
 株式会社ダスキンサーブ北関東
 〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-6
 TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
 ☎0120-00-5695

発行日 2021年 5月 12日 次回訪問日 2021年 6月 9日 取引 現金 No.100171764800

商品・サービス内容	契約数	前回残	単 価	納 品			納品・回収訂正			備考
				納品	回収	金 額	納品	回収	金 額	
フロアモップ FM-DF 4W	1	1	935	1	1	935				

前回未収残	税抜金額	消費 税	合計金額	領 収 額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	850	85	935	935

確認サイン

担当者名 []

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 1

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1：調査研究費 2：グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3：広聴費 4：要請・陳情等活動費 5：広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6：人件費 ⑦：事務所費 8：事務費</p> <p>9：資料購入・作成費 10：交通費</p>
--	---

支出年月日	<input type="text"/> 3 年 <input type="text"/> 5 月 <input type="text"/> 13 日 及び6月1日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">2704</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	3	1	2704
百万	千	円										
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>										
3	1	2704										

使 途	<p>事務所賃貸料 令和3年4月5月6月分</p> <p style="text-align: right;">$390,880 \times 0.80 = 312,704$</p>
-----	--

領収書等貼付欄 埼玉県議会自由民主党議員団

	家賃	振込手数料	
4月分	130000 円 × 0.8	+ 0 円 × 0.8	= 104000 円
5月分	130000 円 × 0.8	+ 440 円 × 0.8	= 104352 円
6月分	130000 円 × 0.8	+ 440 円 × 0.8	= 104352 円
合計			312704 円

政務活動に使用する割合が8/10以上であるため按分した額とする

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

別紙明細

埼玉県議会 自由民主党議員団 木下博信


※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。


整理番号 / 1

領収書貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
50503	03-06-01	11:36
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥130,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証

お振込明細またはご案内

お受取人



登録番号 0003

サイタマツキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011

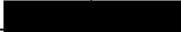
取扱番号 300033

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
10404	03-05-13	15:46
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥260,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		認証

お振込明細またはご案内

お受取人



登録番号 0003

サイタマツキ"カイ キノツタ ヒロノフ"様

電話番号 048-924-8011

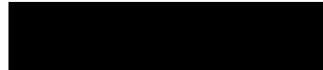
取扱番号 600003

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

事務所用建物賃貸借契約書

貸主(甲)



借主(乙) 木下博信

事務所用建物賃貸借契約書

(1) 賃貸借の目的物件

建物名称・所在地等	名 称	■家建物を事務所として賃貸借		
	所 在 地	〒340-0017 草加市吉町5丁目9番52号		
	建て方	一戸建	構 造	工事完了年
			木 造	平成12年完了
			二階建て	以後大規模修繕等なし
住戸部分	間 取 り	1 階 2LDK	2 階 3K納戸付	
	面 積	135,22㎡	(それ以外にバルコニーあり)	
	設 備 等	トイレ 有り 浴室 有り 洗面台 有り 洗濯機 有り 給湯設備 有り ガスコンロ 有り 冷暖房設備 有り 備え付け照明設備 有り 鍵 3 個	特記事項なし	
		使用可能電気容量 50 アンペア ガス 都市ガスあり 上下水道 公共上下水道・浄化槽あり		
	付属施設	駐 車 場	含 む	
	バイク置場	含 む		
	自転車置場	含 む		
	物 置	含 む		
	庭	含 む		

(2) 契約期間

始 期	平成29年4月22日から	2 年 間
終 期	平成31年4月30日まで	

(3) 賃料等

賃 料	月額 130,000円	当月分を先月末までに銀行口座から振替払いとする。 振り込み手数料は、乙の負担とする
敷 金	な し	

契 約 条 項

(契約の締結)

第1条 貸主 [REDACTED] (以下「甲」という) 及び借主 木下博信 (以下「乙」という) は、頭書 (1) に記載する物件 (以下「本物件」という) の事業に供することを目的とする賃貸借契約を以下の通り締結する。

(契約の期間)

第2条 契約の期間及び本物件の引き渡し時期は頭書 (2) 記載の通りとする。

2 甲及び乙は、双方異議ない場合は本契約を更新することができる。以後その例による。

(賃 料)

第3条 乙は、頭書 (3) の記載の通り賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各項のいずれかに該当する場合は協議の上賃料を改定することができる。

一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合

二 土地または建物の価額の上昇または低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合

3 1か月に満たない期間の賃料は、当該月実日数を日割り計算した額とする。

(敷金の省略)

第4条 乙は、本契約から生ずる債務の担保として必要な敷金についてはこれを省略することができる。

(反社会的勢力の排除)

第5条 甲及び乙は、反社会的勢力に関わる全ての事項を排除する。

(禁止または制限される行為)

第6条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・改造もしくは模様替えなど工作物の設置をしてはならない。

3 乙は、本物件の仕様に当たり、前項の工作物の設置を行う場合は、甲に通知し承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合は、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにも拘らず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 (3) 頭書に掲げる賃料の支払い義務
- 二 本契約の各号に掲げる確約に反する事実が判明した場合

(契約の消滅)

第8条 本契約は、天災・地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(明け渡し)

第9条 乙は、本契約が終了する日までに(第7条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、前項の明け渡し日を事前に甲に通知しなければならない。

3 本契約が継続している途中に於いて解約する場合は、3か月前に甲に通知しなければならない。

(明け渡し時の原状回復)

第10条 乙は、通常の仕様に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。

(連帯保証人)

第11条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して本契約から生ずる乙の債務を負担するものとする。

(協議)

第12条 甲及び乙は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

平成29年4月21日

(甲) 住 所
氏 名

(乙) 住 所
氏 名

(丙) 住 所
氏 名

木下博信

整理番号			1	2
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">年</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">月</td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">7</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">日</td> </tr> </table>		3	年		5	月		1	7	日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">4</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">0</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>			4	4	0	0	0	0
	3	年		5	月		1	7	日												
		4	4	0	0	0	0														

使 途	<p style="font-size: large; text-align: center;">事務所 屋外掲示板代</p> <p style="text-align: right;">× =</p>
-----	--

領収書等貼付欄
埼玉県議会自由民主党議員団

別紙明細

_____ [振込手数料]

=====

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
 (別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、
 ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

No. 00210134

2021年 5月 17日

領収書

藤井たけし 様

¥ 44,000 -

但し 屋外掲示板代 として

上記正に領収致しました。

内 訳

税抜金額	¥ 40,000 -
消費税額	¥ 4,000 -
消費税率	10 %

電子領収書
につき印紙
不要

株式会社 森誠光堂黒板製作所

〒 545-0036

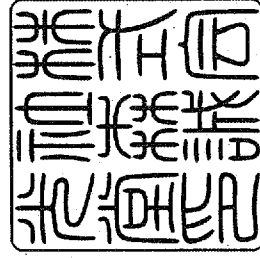
大阪市阿倍野区万代一丁目5番12号

TEL:06-6623-1131 / FAX:06-6628-6061

Mail :info@moriseikodo.com

URL :http://moriseikodo.com/

担当



整理番号

政務活動費 支出証明書


領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1: 調査研究費 2: グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費
	【経常的経費】 6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費 9: 資料購入・作成費 10: 交通費

支出年月日	<input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="5"/> 月 <input type="text" value="17"/> 日
支出額	百万 千 <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> 円 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $(143500 - 18500) \times 0.9 = 112500$ ※ 政務活動費を充当した金額を記載 (按分した場合の積算方法)
使途	事務所賃貸借契約更新料
支出先	(有) ケイプランニング

上記のとおり支出しました。

支出者名 埼玉県議会自由民主党議員団



ドムス菱屋賃貸借契約更新についてのお知らせ

高木 功介 様

令和3年5月17日

有限会社 **ケイブスニング**

代表取締役 小池東司

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 6-1

TEL048-824-1423(代) Fax048-831-2

謹啓、貴殿にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、表記の通り賃貸借契約が令和3年6月30日をもって期間満了となります。引き続きご入居希望の場合には、下記条件にて契約更新手続きをしていただくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 賃料等について

賃料 100,000円(月額)は据え置きとします。

共益費 3,000円(月額)は据え置きとします。

2. ハトマーク補償(事業用賃貸総合補償保険)については継続利用をお願い申し上げます。

保険料 18,500円(2年間分)

(自動更新に付き書類不要となりました)

3. 契約更新に要する諸費用について

更新料 100,000円

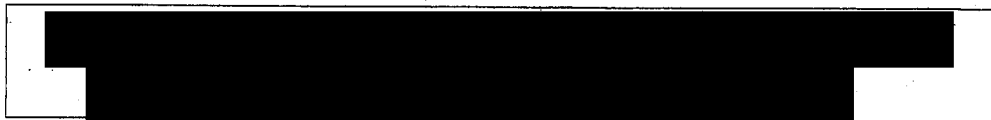
更新手数料 25,000円

ハトマーク補償 18,500円

合計 143,500円

上記御了承得られましたら、令和3年6月18日までに同封書類(一部変更契約書)に捺印の上、1通を当社宛返送、1通は貴殿にて保管下さい。

なお、更新時諸費用(143,500円)は、書類返送と同時に下記へお振込みください。



以上よろしくお願い申し上げます。なお、ご不明の点がございましたら当社までご連絡下さい。

整理番号 49

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	<p style="font-size: 1.2em;">5月18日</p> <p>3年 5月 21日</p>	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 20px;">百万</td> <td style="width: 20px;">千</td> <td style="width: 20px;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;">/ 200</td> </tr> </table>	百万	千	円			/ 200
百万	千	円							
		/ 200							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p style="font-size: 1.2em;">来客用駐車場代</p> <p style="text-align: right;">500 + 500 + 500 = 1500</p> <p style="text-align: right;">1500 × 0.8 = 1200</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団
政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">デイパーク 済</p> <p style="text-align: center;">85 上福岡第2 03-6740-2880</p> <p>本券を車のダッシュボード上に外から見えるように置いてください。</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">1日間有効券</p> <p>1日券 車両番号 17-35 21年05月18日 15時29分</p> <p>有効期限 21年05月19日 15時29分</p> <p style="text-align: center;">《領収書》</p> <p>利用料金 500円</p> <p>お預り 1,000円 お釣 500円 NO.010561</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">デイパーク 済</p> <p style="text-align: center;">85 上福岡第2 03-6740-2880</p> <p>本券を車のダッシュボード上に外から見えるように置いてください。</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">1日間有効券</p> <p>1日券 車両番号 20-28 21年05月18日 14時00分</p> <p>有効期限 21年05月19日 14時00分</p> <p style="text-align: center;">《領収書》</p> <p>利用料金 500円</p> <p>お預り 500円 お釣 0円 NO.010559</p>	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">デイパーク 済</p> <p style="text-align: center;">85 上福岡第2 03-6740-2880</p> <p>本券を車のダッシュボード上に外から見えるように置いてください。</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">1日間有効券</p> <p>1日券 車両番号 20-28 21年05月21日 13時47分</p> <p>有効期限 21年05月22日 13時47分</p> <p style="text-align: center;">《領収書》</p> <p>利用料金 500円</p> <p>お預り 500円 お釣 0円 NO.010572</p>
---	---	---

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 2 5

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 5 月 20 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: right;">千</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">543</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;">96</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		543	96
百万	千	円							
	543	96							

使 途	<p>事務所家賃(6月分)</p> <p>(送金料含む)</p>	<p>$60.440 \times 0.9 = 54.396$</p> <p>政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>
-----	----------------------------------	---

領収書等貼付欄 $60.000 + 440 = 60.440$

ご利用明細票

③事務所家賃(6月分)

お取扱日	店番	お取引内容
03-05-20	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	****	
取扱番号	お取引金額	
N029	*60,000	
	残高	
送金料金 *440円		
振込予定日 03-05-20		
タケウチ マサフミ		

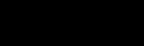
ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちよ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。


第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地
武内 政文 

(乙) 

整理番号 41

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 5 月 21 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="font-size: x-small;">百万</td> <td style="font-size: x-small;">千</td> <td style="font-size: x-small;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">4400</td> </tr> </table>	百万	千	円			4400
百万	千	円							
		4400							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>駐車場代(本町事務所)</p> <p style="text-align: right;">$5,500 \times 0.8 = 4,400$</p>
-----	--

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

領 収 証

No. _____

小島信習 様

3年 5月 21日

★ 5500円

但 5月分

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 _____

消費税額等(%) _____

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、空白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

平成31年 4月8日より 契約更新する

賃借人名札 設置区画 (1区画分)
(小島信昭様)

賃貸人

賃借人 小島信昭

(X-カー車種) 三菱 エコゴッ シルバー

(ナンバー)

駐車場賃借借約書

賃借人 [] と、賃借人小島信昭 とは、次に表示の駐車場（以下、「本件駐車場」という。）につき、賃借借約を締結した。

駐車場の表示

所在 埼玉県さいたま市岩槻区本町6-1-8

区画 賃借人名義、接置区画分（ [] ）

第1条（駐車場の用途）

賃借人は、本件駐車場を次に記載する自己の自動車の駐車目的のみに使用するものとする。

メーカ：スズキ 車種：エブリィワゴン ナンバー []
指定区域には、賃借人が指定した車種のみを駐車する。

第2条（賃料）

本件駐車場の賃料は月額金5,500円也とし、賃借人は毎月25日までにその翌月分を支払うものとする。

第3条（敷金）

賃料の支払いを担保するための敷金は無しとする。

第4条（契約期間）

1. 契約期間は、平成31年3月1日から平成32年3月31日までとする。
2. 契約期間中、中途解約をする場合は、解約希望日の1ヶ月前までに相手方にその旨通知するものとする。なお、解約した月の賃料は解約日までの日割りで計算とする。

第5条（契約の更新）

1. 賃借人または賃借人が本契約の更新を希望しない場合は、契約期間満了の1ヶ月前までに相手方にその旨通知することとし、通知がない場合には、本契約は更新されたものとする。

第6条（賠償責務）

賃借人、同業者その他の関係者が故意または過失によって駐車場またはその付属施設に損害を与えたときは、賃借人の責任と負担によりその損害を賠償すべきものとする。

第7条（免責）

賃借人は、駐車場にある賃借人の自動車について、賃借人の責めに帰すべからざる事由により発生した天災、火災、盗難、損壊等による損害についての責任は一切負わないものとする。

第8条（原状回復）

本契約の終了の後は、直ちに賃借人の自動車を本件駐車場の敷地外に移動し、賃借人が本件駐車場を賃借借成立当時の原状に復した上で、賃借人に明け渡すものとする。

第9条（解除）

賃借人につき、次の場合の一つに該当する事由があったときは、賃借人は、何ら通知催告を要することなく直ちに本契約を解除できる。

- ① 賃料の支払いを2カ月分以上怠ったとき
- ② 賃借人の承諾なく賃借権の譲渡、転貸又はこれらに準ずる行為があったとき
- ③ 賃借人と賃借人との間の信頼関係を著しく害する行為があったとき
- ④ その他本契約に違反したとき

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、賃借人の所在地を管轄する裁判所をもって第一審の管轄裁判所とする。

第11条（信義則）

賃借人及び賃借人は、本契約の解釈につき疑義が生じた場合、または本契約に定めのない事項が生じた場合には、お互いに誠実に協議してこれを解決するものとする。

上記の通り契約が成立したことを証し、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月1日

賃借人：住所 []

氏名 []

賃借人：住所 埼玉県さいたま市岩槻区掛分301

氏名 小島信昭

整理番号 7

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

支出年月日	03年 05月 25日	支出額	<table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;"> </td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">12</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px;">8080</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		12	8080
百万	千	円							
	12	8080							

使 途

事務所家賃 6月分 $155,100 \times 0.8 = 124,080$
 駐車場 6月分 $5000 \times 0.8 = 4000$

政務活動に使用する割合が % 以上であるため

領収書等貼付欄

飯能信用金庫 XXXXXXXXXX
 名義人 内沼博史

家賃内訳	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100



普通預金

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引	残高
03-5-25	送金	20,000			
03-5-25	送金	155,100			

駐車場 5000 x 4台 = 20000
 内1台分 = 5000

※領収書等には、①年月日、②金額、③用途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博夫(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室

構造 鉄骨造

床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2021年6月1日から
2024年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座

普通口座

名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡に際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡した後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条 (損害負担)

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条 (通知義務)

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条 (連帯保証人)

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条 (管轄裁判所)

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条 (協議)

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条 (特約条項)

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和3年5月31日

甲：貸 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター(株)

氏名 代表取締役 谷脇 道生

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名

内沼 博史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

整理番号 44

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 7: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

<p>支出年月日</p>	<p>3年 5月 25日</p>	<p>支出額</p>	<p>百万 千 円</p> <p>64352</p> <p><small>※政務活動費を充当した金額を記載</small></p>
--------------	--	------------	---

<p>使 途</p>	<p>事務所家賃(本町事務所)</p> <p style="font-size: 1.2em; margin-left: 20px;">$80,440 \times 0.8 = 64,352$</p>
------------	---

領収書等貼付欄

小島信昭 政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため

13	
14	
15	
16	03-05-25 送金 *80,000
17	03-05-25 手数料 *440
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示し
 お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
 ○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
 (項目名) お支払金額・お預り金額・差引残高
 ・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
 ・その他の預金の場合は、円単位となります。

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、**埼玉りそな銀行** お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号
0017		*****
取扱店	お取引日	時刻
38107	03-05-25	14:19
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥80,000	¥440
お取引後の残高(円)		おつり

お取引現金内訳		
(1万円) (5千円) (1千円)		
円	千	円

C 認証 (硬 貨)

お振込明細またはご案内

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0001

コソマノブキ様

電話番号 048-758-1624

取扱番号 300126

印紙税申告納付につき清和税務書承認済

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

(更新) 事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 [] (以下「甲」という。)と借主 埼玉県議会自民党議員団 小島 信昭 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	高橋ビル1階貸事務所	1階	号室
所在地	(住居表示) 339-0057 さいたま市岩槻区本町5丁目5-12	区画番号()	
建物構造	(登記簿) 木造(鉄骨造)鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他(瓦葺・スレート葺・垂鉛メッキ銅板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他())		
種類	()戸	新築年月	平成11年4月
面積	29.75 m ²		
附属施設			

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

埼玉県議会自民党議員団 団長 小島信昭 事務所

頭書(3) 契約期間

令和3年5月1日から令和5年4月30日まで(2年間)
 目的物件の引渡し時期 年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000 円 (内消費税等)	家財 保険料	円
敷金	継続 80,000 円 (賃料 1ヶ月)		
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No. 本 本		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月末日まで		
賃料等の支払方法	振込 貸主指定の口座へ振込支払いする。		
	持参先 委託会社名		
	口座引落		

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先(担当者)	(氏名)
	(自宅)TEL
	(勤務先)TEL (会社名・部署名)
	(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 [] 住所 []
管理業者	商号又は名称 (有) 宝米屋不動産商会
所在地	339-0057 さいたま市岩槻区本町3-1-1 TEL 048-756-0538
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	02621
管理担当者	氏名 [] (賃貸不動産管理業協会会員番号) [] ※賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 ※賃貸不動産管理士: 登録番号 [] ※賃貸不動産管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 [] 住所 []
-----	------------------

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 連帯保証人 氏名 小島 信昭
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社の提供 <input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社名 <input type="checkbox"/> 主たる事務所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

※更新契約の時は、更新手数料として新賃料の0.5ヶ月分プラス消費税を支払う。

頭書(9) 特約事項

一、退去時は、スケルトンにて明渡しする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、が記名押印の上、各自1通を保有する。

貸主代理：(有)宝来屋不動産商会

3年 4月 23日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	
乙・借主	氏名 埼玉県議会自民党議員 小島信昭	TEL 048-758-1624
	住所 339-0074 さいたま市岩槻区本町3-1-1	298-5
連帯保証人	氏名 別紙	TEL
	住所	

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538
	商号又は名称	(有)宝来屋不動産商会
	代表者の氏名	関根 正之
	免許証番号	埼玉県知事 (13) 第 5313 号
	免許年月日	平成 29 年 8 月 23 日
宅地建物取引士	氏名	
	登録番号	
	業務に従事する 事務所名	(有)宝来屋不動産商会
	事務所所在地 TEL	さいたま市岩槻区本町3-1-1 048-756-0538

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

整理番号 - 1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="5"/> 月 <input type="text" value="2"/> <input type="text" value="6"/> 日				
支出額	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/><input type="text" value=""/><input type="text" value="6"/><input type="text" value="4"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/><input type="text" value="0"/></td> <td>円</td> </tr> </table> <p>※ 政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)</p>	百万	千	<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	円
百万	千				
<input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> <input type="text" value="4"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="0"/>	円				
使途	6月分事務所賃借料				
支出先	<input style="background-color: black; color: black;" type="text"/>				

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所) 更新

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 慎一 (以下「乙」という。))は、この契約書により
取書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	泰田賃貸事務所 (平成21年6月10日締結の事業用賃貸借契約書に 1階 NO3号室 移付した賃貸事務所区画に基づく場所) 区画番号()	
所在地	(住居表示) 鴻巣市東3丁目11番18号 (住居表示) (登記簿) 鴻巣市東3丁目107番	
構造	木造・鉄骨造 鉄骨コンクリート造・軟骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() / 瓦葺・スレート葺・面状スラブ鋼床型・セメント瓦葺・陸屋根・その他() / () 階建/全()戸	
種類	事務所(賃貸事務所)	新築年月 平成12年12月
面積	31.77㎡	
附属施設	公営水道メーター(専用)、東京電力メーター(専用)、公共下水道メーター(専用)、冷暖房、駐車場スペース(2台分)、電気湯沸し1個	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年 7月 1日 から 令和4年 6月30日まで(3年間)
目的物件の引渡し時期	賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間満了までとする。

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等 6,400円)	管理・共益費	月額 (内消費税等)	家賃保証料	円
敷金	ヶ月 (賃料)	円	円	附属施設料	円 (内消費税等)
保証金	400,000円 (賃料 ヶ月)	債 割	毎年1.5分の1ずつ償却するものとする。(保証金の補填はしない。)		
その他の条件					
貸与する鍵の本数	[REDACTED]				
賃料等の支払時期	翌月分を前月末までに支払うものとする。				
賃料等の支払方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 (振込手数料は借主の負担とする。) <input type="checkbox"/> 持参 <input type="checkbox"/> 口座引落 <input type="checkbox"/> 委託会社名				

40 - 2

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名) 中屋敷 慎一
(自宅)TEL [REDACTED]
(事務所)TEL 048-541-8110 (会社名・部署名)
(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理者

貸主	氏名 [REDACTED]
	住所 [REDACTED]

管理者	簡号又は名称
所在地	〒 TEL
賃貸住宅管理者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	
管理担当者	氏名 (賃貸不動産管理士：登録番号)

*貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名
(本契約で使用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する。)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社	住所
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証会社	主たる事務所の所在地
		保証

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新時の更新料はないものとします。契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ、仲介者に1ヶ月分賃料の4分の1ずつ支払うものとします。

頭書(9) 特約事項

特約事項	
------	--

整理番号

		4	1
--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">3</td></tr> </table> 年 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px;">5</td></tr> </table> 月 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;">2</td><td style="width: 20px; height: 20px;">6</td></tr> </table> 日	0	3	0	5	2	6	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;">3</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">5</td> <td style="width: 20px; height: 20px;">2</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">百万 千 円</p> <p style="font-size: x-small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>					3	5	2
0	3															
0	5															
2	6															
				3	5	2										

使 途	<p>6月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">4 4 0 × 0.8 = 3 5 2</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
 ※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙にも整理番号(枝番)を付す

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
 お取引内容をお確かめのうえ、 **埼玉りそな銀行**
 お持ち帰りください。

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38041	03-05-26	10:38	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		(認 証)	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	円	円	円

お振込明細またはご案内 電 信

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0006

サイタマケンキ カイギン ナカツキ ツ様

ご依頼人

電話番号 048-541-8110

取扱番号 300028

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります。 →

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 23

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦ 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	--

支出年月日	3 年 5 月 27 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">49</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; text-align: center;">500</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		49	500
百万	千	円							
	49	500							

使 途	<p>政務活動事務所賃料(6月分) 政務活動に使用する割合が$\frac{9}{10}$以上であるため</p> <p>(按分した場合の積算方法) $55,000 \times 0.9 = 49,500$</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会自由民主党議員団
埼玉県議会議員 千葉 達也

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		****	*****
取扱店	お取引日	時刻	
56701	03-05-27	11:38	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		印紙税	認証
(1万円)	(5千円)	(1千円)	
円	千円	千円	円

お振込明細またはご案内 電信

お受取人 XXXXXXXXXX

登録番号 0002

ご依頼人 子ハ タツヤ様

電話番号 XXXXXXXXXX 印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

取扱番号 270001 *印紙税を納付しない場合は*印で消しております。→

55,000

0

55,000

【振込手数料】

を使用すること。

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。).

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

令和1年10月1日
消費税増税に伴い

3月6日追加筆

建物賃貸借契約書

所在地 加須市中央1丁目15-7
建物1階南側部分13.2㎡(4坪)

契約期間 令和元年6月16日より令和3年6月15日まで

賃貸料 月額金55,800円也(税込)

振込先 [REDACTED]
[REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と借借人(乙) 千葉達也 とで、下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的)

1. 乙は本物件を 埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所 として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

第2条 (賃貸借の期間)

- 賃貸借の期間は、令和元年6月16日から、令和3年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、再契約により、更に2年間継続使用することができる。

第3条 (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

第4条 (更新時の賃借料)

再契約後の賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

第 6 条 (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

第 7 条 (権利の移転)

1. 乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に転貸し、又、名義の如何にかかわらず、第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。
2. 第3者が合併、その他による乙の包括継承人である場合、又、社名・代表者の変更の場合にも前項と同様とする。

第 8 条 (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。
2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

第 9 条 (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

第10条 (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

第11条 (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かつて本契約を解除することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払を2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙において差押え・競売・破産の申し立てを受け、又は会社更生・和議申し立てをしたとき。
3. 乙が解散・廃業・支払停止又は債務の私的整理を公表したとき。
4. 乙が個人の場合、乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
5. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

第12条 (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに次の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙の負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目をもってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由各目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償

還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

第13条 (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

第14条 (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する個所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

第15条 (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

第16条 (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本建物諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

第17条 (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

第18条 (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承諾・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

第19条 (報酬の支払)

宅地建物取引業者に支払う報酬は、本契約締結と同時に現金にて支払うものとする。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和元年6月15日

賃貸人(甲) 住所

氏名

賃借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

立会人 埼玉県加須市浜町3番3.1号

株式会社 岡不動産 代表取締役 岡 栄

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)

(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで

(賃貸料) 月額金55,000円也(税込)

(振込先) [REDACTED] 名義

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙)千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第三者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第三者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 既設の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。
3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。
4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

(第8条) (破損・滅失に対する責任)

乙又はその関係人が、その帰すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

(第9条) (解約の申し入れ)

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。
2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。
3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。
4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

(第10条) (契約の解除)

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。
3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

(第11条) (明渡しの履行条項)

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちにつぎの条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。
2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。
3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。
4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負債事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等に起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを遵守する。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

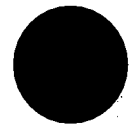
以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸貸人(甲) 住所



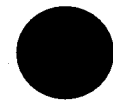
氏名



貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 遠也



整理番号 34

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
----------------------------------	--

支出年月日	<input type="text"/> 3 年 <input type="text"/> 5 月 <input type="text"/> 27 日	支出額	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><input type="text"/></td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/> 61</td> <td style="text-align: center;"><input type="text"/> 200</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	<input type="text"/>	<input type="text"/> 61	<input type="text"/> 200
百万	千	円							
<input type="text"/>	<input type="text"/> 61	<input type="text"/> 200							
使 途	<p>事務所、駐車場、賃借料 令和3年6月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため $68,000 \times 0.9 = 61,200$</p>								
領収書等貼付欄	<p style="text-align: center;">逢澤 至一郎 埼玉県議会自由民主党議員団</p>								

21--5-27 707103010	68,000	

※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

支出元 21.5.27 707103010

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約(令和元年06月01日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます)の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5	種類 マンション
名称 加藤コーポラス	部屋番号 0101
構造 鉄筋コンクリート造 陸屋根	間取り 3DK
地上 4階 地下 階建	専有面積 52.66㎡

第1条 (賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の賃貸借契約期間は令和03年06月01日から令和05年05月31日までの2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料	59,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-----------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費				月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	円	62,500円

第3条 (敷金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額(ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額(ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021年6月 / 日

賃貸人 住所 []

氏名 []

賃借人 住所 []

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 []

氏名 [] 続柄 []

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

<更新時現在の入居者の表示>

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
逢澤 圭一郎	本人	昭和50年9月16日	男	埼玉県議会	[]

株式会社タカ川口営業所 住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフォレントインシュア

整理番号

58

政務活動費 領収書等貼付用紙

ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	3年 5月 28日	支出額	百万 千 円 54000
使 途	事務所賃借料(5月分)		

※政務活動費を充当した金額を記載

領収書等貼付欄

政務活動に使用する割合が9/10以上であるため

$$60,000 \times 0.9 = 54,000$$

- ※ 領収書は、重ねて貼付しないこと。
- ※ 領収書を貼るスペースが足りない場合は、別紙を使用すること。
(別紙にも整理番号(枝番)を付すこと。)

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号 -

領収書貼付欄

※ 整理番号には、枝番を記入すること。

ご利用明細票

いつも足利銀行をご利用いただき
まことにありがとうございます。

お取引日	お取引商種	残高
03-05-28	0411	17
お取引種別	お取引内容(口座番号)	取引通番
お引出し	****	0329
お取引金額	お取引銀行	口座店番号
¥60,000	0129	
残高	お取引時刻	お取引場所
18:58		

ご利用手数料 ¥330

お受取人  様

ご依頼人
イツカ トシヒコ様
0495212542

印紙税申告書
付いたお手紙宛

お取引日	お取引商種	お取引種別	お取引内容	お取引金額	お取引時刻	お取引場所

足利銀行

●このご利用明細票は必ずお持ち帰りください。

事業用建物賃貸借契約書（更新）

貸主 XXXXXXXXXX（以下「甲」という。）と借主 飯塚 俊彦（以下「乙」という。）と

連帯保証人 XXXXXXXXXX（以下「丙」という。）とは、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）に付帯する「事業用建物賃貸借契約約款」に基づいて、以下の条件で本契約を締結した。

※以下の□欄に×印をつけた記載内容が本契約に該当する内容です。×印のない□欄または抹消された部分は本契約に関係のないことを示します。

(1) 賃貸借の目的物の表示等	名 称	小島南事務所			
	所 在 地	(登記簿) 本庄市小島南二丁目1976番地7	家 屋 号	1976番7	
		(住居表示) 本庄市小島南二丁目4番24号			
	種 類	事務所			
	構 造	コンクリートブロック造 陸屋根 平家建			
	面 積	専 有 59.62m ² (約51.4坪)	その他使用可能な面積	敷地面積 約280 m ²	
物件の所有者	(住所) XXXXXXXXXX	(氏名)	XXXXXXXXXX		
(2) 賃貸借条件	使用目的	<input checked="" type="checkbox"/> 店舗 (その種類:) <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	賃 料	(月額) 60,000円 (税込) (消費税)	管 理 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	敷 金	(賃料のヶ月分) 円	共 益 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	保 証 金	円 (3.3m ² 当たり) 円	看板使用料等 雑 費	(月額) 円 (消費税 円込)	
	敷金・保証金の返還時期	本物件明渡し後 日以内	更 新 料	新賃料の1ヶ月分	
	保証金の償却	<input type="checkbox"/> 建物明渡し時に % (金額) 円 (消費税 円込)		<input type="checkbox"/> 契約更新時毎に % (金額) 円 (消費税 円込)	
		<input type="checkbox"/> その他 (償却分は、償却時から10日以内に補填しなければならない。)			
	礼 金	(賃料のヶ月分) 円 (消費税 円込)	付 属 施 設 料	(月額) 円 (消費税 円込)	
	火災等保険料	実費			
	契 約 期 間	令和3年4月11日から令和6年4月10日迄の3年間			
借主の解約権	解約の効力は、借主が解約の申入れをした日から、3ヶ月の経過をもって発生する。				
賃料・管理・共益費及び雑費・付属施設料の支払方法並びに支払期限	持 参 払 持 参 先 (住所) (氏名)				
	振 込 先 (フリガナ) 口座名義人	XXXXXXXXXX	振込金額合計 (振込料は乙の負担とする。)	金60,000円	
	翌月分を毎月末日迄前払 (翌月前払)。但し、振込の場合は、末日迄入金確認できるものとする。				

③ その他	付 属 施 設					
	貸 与 鍵	正面玄関	No.	個	No.	
		東側出入口	No.	個		
						合計 個
鍵の引渡し並びに物件の引渡し日 平成28年 4 月 吉 日						

(特約事項)

1. 本契約を解除する場合は、3ヶ月前に甲に通知し、乙が設置した構築物・付属物を全て撤去し契約以前の状況に戻し明渡す。
2. 本契約を更新する場合は、更新料は新家賃の1ヶ月分とする。更新事務手数料は賃料の0.5ヶ月とする。

本契約書2通を作成し、甲および乙は署名押印し各1通ずつ保有する。なお、媒介業者は、その写しを保管する。

令和 2年 4 月 10日

	貸 主 ・ 甲	借 主 ・ 乙
(フリガナ)	■■■■■	〒
住 所	■■■■■	〒367-0062 埼玉県本庄市小島南2-4-7
電 話 番 号	■■■■■	TEL/FAX 0495-21-2542
(フリガナ)		
氏 名	■■■■■	飯塚俊彦

(フリガナ)	〒	〒
連帯保証人・丙	(住所)	(住所)
	(氏名)	(氏名)
	印	印
	(電話番号)	(電話番号)

媒 介 業 者		媒 介 業 者	
免許番号	埼玉県知事免許 (11) 第8961号	免許番号	
所在地	本庄市銀座二丁目10番9号	所在地	
商 号	有限会社 鈴木不動産	商 号	
代表者	代表取締役 鈴木 純	代表者	印
電 話	0495-21-1155	電 話	
F A X	0495-22-6304	F A X	

宅地建物取引士 (自署押印)

宅地建物取引士 (自署押印)

登録番号	■■■■■	登録番号	() 第 号
氏 名	■■■■■	氏 名	印

整理番号			5	2
------	--	--	---	---

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
-------------------------------------	---

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td>3</td> <td>年</td> <td>6</td> <td>月</td> <td>28</td> <td>日</td> </tr> </table>	3	年	6	月	28	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>61</td> <td>200</td> </tr> </table>	百万	千	円		61	200
3	年	6	月	28	日										
百万	千	円													
	61	200													

※政務活動費を充当した金額を記載

使途	<p>事務所・駐車場・賃借料</p> <p>令和3年7月分</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p> <p style="text-align: right;">$68,000 \times 0.9 = 61,200$</p>
----	---

領収書等貼付欄	<p style="text-align: center;">滝澤 圭一郎</p> <p style="text-align: center;">埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p style="text-align: center;">* 78,000 - 10,000 (自己処分保証委託料)</p> <p style="text-align: center;">= 68,000</p>
---------	---

普通預金 ORDINARY ACCOUNT 11



お取引内容	お支払金額(円)	お預り金額(円)
21--6-28フリョウトウ	78,000	

支出元 21.6.28 カ) タイムハウジー

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

更新契約書 (住宅)

賃貸人 [] と 賃借人 逢澤 圭一郎 は、

以下の表示物件に関する住宅賃貸借契約 (令和 元 年 06 月 01 日を始期とする住宅賃貸借契約がその後の更新・変更を経て現在に至っているもの。以下「原契約」といいます) の契約更新について、以下のとおり合意します。

<物件の表示>

所在地 埼玉県三郷市早稲田2丁目8-5	種類 マンション
名称 加藤コーポラス	部屋番号 0101
構造 鉄筋コンクリート 造 陸屋根	間取り 3DK
地上 4階 地下 階建	専有面積 52.66㎡

第1条 (賃貸借期間及び更新料・更新事務手数料) 更新後の賃貸借契約期間は令和 03年 06月 01日から令和 05年 05月 31日までの 2年0ヶ月間とします。また、賃借人は、以下記載の更新料を賃貸人に、更新事務手数料を賃貸人指定の者に、支払うことを承諾します。

更新料	59,000円 (更新後の家賃の1.00ヶ月分)	更新事務手数料	円 (消費税別途)
-----	--------------------------	---------	-----------

第2条 (月払金) 月払金は以下のとおりとします。

	家賃	共益費			月額合計
月払金	59,000円	3,500円	円	円	62,500円

第3条 (敷金) 敷金の、①原契約終了時における残存金額、②更新時における賃借人への返還金額 (ある場合のみ記載)、③更新時における賃貸人への追加交付金額 (ある場合のみ記載)、④更新時における合計預り金額は、それぞれ以下のとおりとします。

なお、敷金の返還又は追加交付の方法は、別途賃貸人が指示する方法によるものとします。

	原契約終了時の残存金額	更新時の返還金額	更新時の追加交付金額	更新時の合計預り金額
敷金	59,000円	円	円	59,000円

第4条 (その他) 本更新契約書に定めのない事項については、原契約の定めるところによるものとします。

以上を証するため、本書を作成し、各当事者は署名・捺印の上、各1通を保有します。

2021 年 6 月 / 日

賃貸人 住所 []

氏名 []

賃借人 住所 []

氏名 逢澤 圭一郎

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 埼玉県議会 勤務先電話番号 048-824-2111

<緊急連絡先> 住所 []

氏名 [] 続柄 []

自宅電話番号 [] 携帯電話番号 []

勤務先名称 [] 勤務先電話番号 []

<更新時現在の入居者の表示>

氏名	続柄	生年月日	性別	勤務先又は学校名	連絡先電話番号
逢澤 圭一郎	本人	昭和55年9月16日	男	埼玉県議会	[]

株式会社タイ []
川口営業所 []

住所 埼玉県川口市栄町3-8-14 石川ビル
電話番号 048-498-6161

株式会社オリコフオレントインシュア

整理番号 55

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;">3年 5月 3/日</p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;">百万 千 円</p> <p style="text-align: center;">2 2 8</p>	<p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
---	---	-------------------------

<p>使 途</p>	<p>ダスキンレンタル代 $2255 \times \frac{1}{2} = 1128$</p>
------------	--

領収書等貼付欄

政務活動及びその他の議員活動の用途に使用するため1/2の按分とする

ダスキンフランチャイズチェーン加盟

お客さま名 XXXXXXXXXX
小島 信昭 様
 ポイントカード

**納品・請求書
兼 領収書**

株式会社ダスキンサーウ 北関東ダスキン
 ダスキン宮原支店
 〒331-0812 さいたま市北区宮原1丁目675-2
 TEL 048-654-0388 FAX 048-654-0900

発行日 2021年 5月 31日 次回訪問日 2021年 6月 28日 取引 現金 No.100298586000

商品・サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収前正			備
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
ベーシックマットS・G	BSG	4W	1	1	660	1	1	660		
ハンディモップF	H-F	8W	1	1	825	1	1	825		
ニューダスキン小モップ	N-SAC	4W	1	1	770	1	1	770		

印紙
5万円以上
貼付

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	2,050	205	2,255	2,255

確認サイン

担当者名
XXXXXXXXXX

DUSKIN DDuet会員募集中!! 担当店コード【8000147】

④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			37
------	--	--	----

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日 2021年 5月 31日	支出額 百万 千 円 40000
使 途 事務所家賃 6ヶ月	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため $50000 \times \frac{8}{10} = 40000$
領収書等貼付欄	埼玉県議会自由民主党議員団

領収書

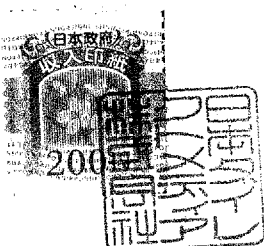
No. 558
 領収日 2021年05月31日

関根信明 様

金額 50,000 円

21年6月政務事務所家賃(光熱費込)

上記、正に領収いたしました。



内訳
 税抜金額: 50,000円
 消費税額等: 0円

〒331-0822 埼玉県さいたま市北区日進町2-544-1
 埼玉NPOハウス
 日本ダイレクトメディア株式会社

請求書

関根信明 様

日付 : 2021年05月31日

請求書番号 : 558

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

日本ダイレク株式会社
〒331-0823
埼玉県さいたま市桜区蓮1-2-544-1
埼玉NPOハウス
電話: 048-856-9633



小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

振込期日	
振込先	



詳細	数量	単価	金額
2021年6月分 政務調査事務所家賃 (光熱費込)	1ヵ月	50,000	50,000

備考欄

整理番号

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	<input type="text" value="0"/> <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="6"/> 月 <input type="text" value="0"/> <input type="text" value="1"/> 日	支出額	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">百万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> <tr> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value=""/></td> <td><input type="text" value="1"/><input type="text" value="9"/><input type="text" value="3"/><input type="text" value="6"/></td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="6"/>
百万	千	円							
<input type="text" value=""/>	<input type="text" value=""/>	<input type="text" value="1"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="6"/>							

使 途	<p>事務所玄関マットリース代</p> <p style="text-align: right;">$2420 \times 0.8 = 1936$</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	---

領収書等貼付欄

埼玉県議会議員 中屋敷慎一事務所様
鴻巣市東3-11-18-103

納品・請求書
兼領収書

ダスキン 鴻巣

有限会社クリーンショップ

〒365-0054 鴻巣市大間2丁目5-32

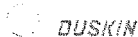
TEL 048-596-5352 FAX 048-596-5613

03月 06日 01日 07:27 〇火 00999 8W
(現金)

商品名	数量	単価	金額	納品・回収訂正
*WH1H 吸塵・吸水マットグレー スム	2	2120	2240	

前回未収残	合計金額	消費税	合計
	(10%) 2,420	220	2,640

(0007172) 伝票 NO.0001012404



⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 7:事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	---

<p>支出年月日</p> <p style="text-align: center;"> <input type="text" value="3"/>年 <input type="text" value="6"/>月 <input type="text" value="1"/>日 </p>	<p>支出額</p> <p style="text-align: center;"> <input type="text" value="1"/>百万 <input type="text" value="0"/>千 <input type="text" value="6"/>百 <input type="text" value="4"/>十 <input type="text" value="8"/>円 <input type="text" value="0"/> </p>	<p>百万 千 円</p> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>
<p>使 途</p> <p style="text-align: center;"> 事務所家賃(6月分) $133,100A \times \frac{8}{10} = 106,480A$ </p> <p style="text-align: right; font-size: small;">政務活動に使用する割合が $\frac{8}{10}$ 以上であるため</p>		

領 収 証

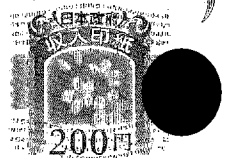
No. 006922

浅井明 様

2021 年 6 月 24 日

金額 ¥ 133,100-

但し森田ビル201号室 6月の金額分6月賃料として
上記の金額正に領収いたしました



内 訳

税抜金額

消費税額等(%)



- 本 社 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-928-3020 FAX 048-928-3029
- 獨協大学前店 〒340-0011 埼玉県草加市栄町三丁目4番6号
TEL 048-930-2581 FAX 048-930-2582
- 草 加 店 〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL 048-920-5141 FAX 048-920-5140
- 竹の塚店 〒121-0813 東京都足立区竹の塚六丁目15番6号
TEL 03-3860-4401 FAX 03-3860-4403
- 北千住店 〒120-0026 東京都足立区千住旭町13番地8
TEL 03-5813-3883 FAX 03-5813-3885



社印・扱者印のないものおよび、領収金額の訂正したものは無効とします。

建物賃貸借契約書（事業用）

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35, 34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	2023年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 117,700 円 (内消費税等 10,700 円・税率 10%)
共益費(管理費)	月額 15,400 円 (内消費税等 1,400 円・税率 10%)
保証金(敷金)	321,000 円 賃料の 3 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞資料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。
	円
礼金	〆 円
賃料等の支払方法	支払時期 翌月分を 毎月 27 日までに支払う
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>
	振込先金融機関名・支店名
	口座番号
	口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

10-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越谷 1丁目8-6

氏名 浅井 翔 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 国土交通大臣(4)第 6029 号
 事務所所在地 埼玉県草加市栄町3丁目4-6
 商号 株式会社 ベストハウジング
 代表者等 八巻 康雄
 登録番号 [Redacted] 第 [Redacted] 号
 宅地建物取引士 [Redacted]

取引態様 媒介 ・ 代理
 免許証番号 第 [Redacted] 号
 事務所所在地 [Redacted]
 商号 [Redacted]
 代表者等 [Redacted]
 登録番号 第 [Redacted] 号
 宅地建物取引士 [Redacted]

10-4

令和3年3月8日

森田ビル 201号室
浅井 明 様

株式会社ベストハウジング本社総務部
埼玉県草加市氷川町 2129 番地 1
TEL048-928-3020



賃料等振込先変更のお知らせ

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、家主様のご依頼により令和3年4月分のお支払い分より、賃料振込先口座の変更をさせていただきますこととなりました。

お手数おかけいたしますが、下記をご確認の上お間違いのないようお支払いをお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡下さいませ。

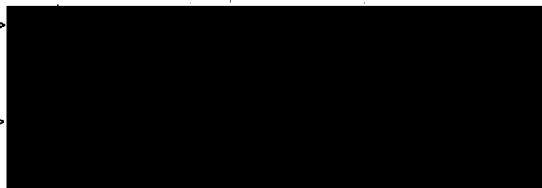
何卒、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更日 令和3年3月末日支払い分 (4月分賃料より)

2. 賃料振込口座 <変更前>



<変更後>

3. 問合せ先 株式会社ベストハウジング本社総務部 担当 [Redacted]
TEL048-928-3020

BEST HOUSING

宅地建物取引業 国土交通大臣(5)6029号
貸付住宅管理業 国土交通大臣(1)4488号

総務部



株式会社ベストハウジング
〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
Mobile [Redacted]

Tel 048-928-3020 Fax 048-928-3029
<https://www.best-housing.co.jp>

[定休日] 毎週水曜日
[営業時間] 10:00~18:00



これがベスト



11-2 建物賃貸借契約書(事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田ビル		
所在地(住居表示)	埼玉県越谷市越ヶ谷2-8-24		
構造・規模	鉄骨造陸屋根3階建て		
用途	事務所		
契約面積	2 階部分	35, 34 m ²	

(2) 使用目的

県政事務所

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2020年7月1日 から	3 年 0 月間	
終期	2023年6月30日 まで		

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額	117,700 円	(内消費税等	10,700 円	・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	15,400 円	(内消費税等	1,400 円	・ 税率 10 %)
保証金(敷金)		321,000 円	賃料の 3 ヶ月相当額		
保証金(敷金)の償却・敷引	1. 貸主は、借主に対し延滞賃料、損害賠償金その他の債権を有するときは、いつでも敷金からそれらを差し引く(相殺)することができる。この場合、借主は直ちに、差し引かれた敷金を補充しなければならない。2. 貸主は、この契約が終了し借主が本事務所の明け渡しを完了した後3ヶ月以内に、貸主の住所又は貸主の指定する場所において、敷金から前項の相殺分を差し引いて、残額を借主に返還する。				
		円			円
礼金		× 円			
賃料等の支払方法	支払時期	翌月分を 毎月 27 日までに支払う			
	<input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/>				
	振込先金融機関名・支店名			口座種別	
	口座番号			口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先		

(5) 貸主

貸主	氏名		電話	()
	住所			

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	
	氏名	

11-3

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,194,400 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (有 ・ 無)

更新料の金額	<input checked="" type="checkbox"/> 新賃料の 1 ヶ月分 ・ <input type="checkbox"/> 円
--------	---

特約条項

- ・借主は貸主に無断で建物敷地内にものを置くことはできないこととする。但し貸主の承諾を得た場合はこの限りではない。
この場合借主は書面にて承諾の依頼をするとともに配置図などを添付することとする。
貸主は借主に対し書面により承諾することとする。
- ・看板を使用する場合は、別途で毎月5,000円(法定消費税別途)を支払うこととする。
- ・更新料は賃料1ヶ月分に別途法定消費税がかかります。
- ・更新時、更新事務手数料として賃料の0.5ヶ月分(別途法定消費税)がかかります。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

令和2年6月7日

貸主 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

借主 住所 越谷市越谷1丁目8-6

氏名 浅井 明 電話番号 048(962)5777

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 電話番号 [Redacted]

極度額 3,194,400 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 代理	取引態様	<input type="checkbox"/> 媒介 ・ <input type="checkbox"/> 代理
免許証番号	国土交通大臣(4) 第 6029 号	免許証番号	第 号
事務所所在地	埼玉県草加市栄町3丁目4-6	事務所所在地	
商号	株式会社 ベストハウジング	商号	
代表者等	八巻 康雄	代表者等	第 号
登録番号	第 号	登録番号	第 号
宅地建物取引士	[Redacted]	宅地建物取引士	[Redacted]

11-4

令和3年3月8日

森田ビル 201号室
浅井 明 様

株式会社ベストハウジング本社総務部
埼玉県草加市氷川町 2129 番地 1
TEL048-928-3020



賃料等振込先変更のお知らせ

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、家主様のご依頼により令和3年4月分のお支払い分より、賃料振込先口座の変更をさせていただくこととなりました。

お手数おかけいたしますが、下記をご確認の上お間違いのないようお支払いをお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お気軽にご連絡下さいませ。

何卒、お願い申し上げます。

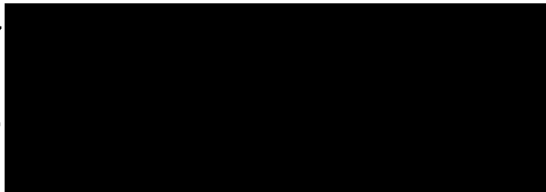
敬具

記

1. 変更日 令和3年3月末日支払い分（4月分賃料より）

2. 賃料振込口座 <変更前>

<変更後>



3. 問合せ先 株式会社ベストハウジング本社総務部 担当 [Redacted]
TEL048-928-3020

BEST HOUSING

〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
TEL048-928-3020 FAX048-928-3029

総務部



株式会社ベストハウジング
〒340-0034 埼玉県草加市氷川町2129番地1
Mobile [Redacted]

Tel 048-928-3020 Fax 048-928-3029
<https://www.best-housing.co.jp>

【定休日】毎週水曜日
【営業時間】10:00~18:00



これかBest



整理番号 0018

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】
	1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】
	3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】
	6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費
	9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	03年06月09日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>467</td> </tr> </table>	百万	千	円			467
百万	千	円							
		467							

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	<p>6月分清掃用フロアモップレンタル料 政務活動及びそのための議員活動の用途に使用するため1/2按分とする。 (按分した場合の積算方法 $935 \times 0.5 = 467$)</p>
-----	---

領収書等貼付欄

自民党県議団

ダスキンフランチャイズチェーン加盟店

お客様名 玉県議会議員 長峰 宏芳 様

納品・請求書 兼 領収書

(1332743)

ダスキン坂戸

株式会社ダスキンサーヴ北関東
〒350-2213 鶴ヶ島市脚折1523-8
TEL 049-285-5695 FAX 049-286-7731
☎0120-00-5695



発行日 2021年 6月 9日 再発行日 2021年 7月 7日 取引 現金 No.100172621000

商品 サービス内容	契約数	前回残	単価	納品			納品回収訂正			備考
				納品	回収	金額	納品	回収	金額	
フロアモップ FM-DF 4W	1	1	935	1	1	935				

前回未収残	税抜金額	消費税	合計金額	領収額
	訂正後 税抜金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額
	850	85	935	935

確認サイン

担当者名

789

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。


整理番号 0019

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
---	---

支出年月日	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">3</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">年</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">6</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">月</td></tr> </table> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td><td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">日</td></tr> </table>	0	3	年	0	6	月	1	0	日	支出額	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">百万</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">千</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;"> </td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 20px; height: 20px; text-align: center;">000</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					1	000
0	3																				
年																					
0	6																				
月																					
1	0																				
日																					
百万	千	円																			
	1	000																			

使 途	不要資料処分費(紙130kg)
-----	-----------------

<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">領収書等貼付欄</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">自民党県議団</p> <p>③</p> <p>⑤ 埼玉県議会自由民主党議員団</p> <p>※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(ただし、OC ④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場 ※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。</p>	<p style="text-align: center; margin-top: 20px;">納入通知書兼領収書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>日 付</td> <td>令和 3年 6月10日</td> <td>9時58分</td> </tr> <tr> <td>車 番</td> <td>2002</td> <td>回 数 31</td> </tr> <tr> <td>所 属</td> <td colspan="2">2 一般持込</td> </tr> <tr> <td>種 別</td> <td colspan="2">1 一般可燃</td> </tr> <tr> <td>地 区</td> <td colspan="2">1 鶴ヶ島市</td> </tr> <tr> <td>総 重</td> <td colspan="2">1740 kg</td> </tr> <tr> <td>風 袋</td> <td colspan="2">1610 kg</td> </tr> <tr> <td>正 味</td> <td colspan="2">130 kg</td> </tr> <tr> <td>単 価</td> <td colspan="2">100 円/10kg</td> </tr> <tr> <td>料 金</td> <td colspan="2">1000 円</td> </tr> <tr> <td>納入者</td> <td colspan="2">長峰 宏芳</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">上記の金額を領収しました。 埼玉県西部環境保全組合 ※5kg未満は0kgと表示されます。</p> <div style="text-align: right;">  </div>	日 付	令和 3年 6月10日	9時58分	車 番	2002	回 数 31	所 属	2 一般持込		種 別	1 一般可燃		地 区	1 鶴ヶ島市		総 重	1740 kg		風 袋	1610 kg		正 味	130 kg		単 価	100 円/10kg		料 金	1000 円		納入者	長峰 宏芳	
日 付	令和 3年 6月10日	9時58分																																
車 番	2002	回 数 31																																
所 属	2 一般持込																																	
種 別	1 一般可燃																																	
地 区	1 鶴ヶ島市																																	
総 重	1740 kg																																	
風 袋	1610 kg																																	
正 味	130 kg																																	
単 価	100 円/10kg																																	
料 金	1000 円																																	
納入者	長峰 宏芳																																	

整理番号

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	--

支出年月日	<input type="text" value=""/> <input type="text" value="3"/> 年 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="6"/> 月 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="5"/> 日	支出額	百万 千 円 <input type="text" value=""/> <input type="text" value="1"/> <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="5"/> <input type="text" value="7"/> <input type="text" value="9"/> <input type="text" value="2"/>
使 途	事務所賃貸料(7月~9月分) 150,880 X 0.9 = 135,792 ※政務活動費を充当した金額を記載 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため		

別紙添付

による振込受付書

振込日 030615 年 月 日	振込元 銀行名 三菱UFJ 銀行	振込先 銀行名 ミツホシコウエツシイ	支店名 坂戸	支店名 坂戸
振込種目 1. 普通 2. 当座 3. 貯蓄 4. 特種 0729600	お振込指定 1. 電信	消費税等 込手数料 ¥880	金額 ¥150000	
フリガナ 早川セル株式会社石井勲様	ご依頼人 コード			
フリガナ 早川セル株式会社石井勲様	振込人 木下高志			
フリガナ	お振込先 坂戸市日の出町 10-2 早川セル 2階 日中のご連絡先 ☎(049)(282)(1000)			

科目	1. 普通 (貯蓄)	摘要 コード	011
口座番号	□□□□□□□□		

- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ご指定の口座から預金を払戻して振込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。

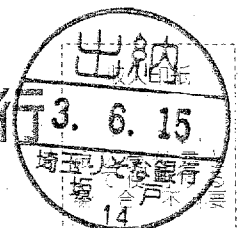
振込の依頼内容の変更や依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、当社所定の訂正または組戻手続により取扱します。この場合、組戻しの受付にあたっては、当社所定の組戻手数料をいただきますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。入金口座なし等の事由により振込資金が返戻された場合も同様とします。

- 速便より早くて便利なATMをご利用いただきますと、手数料がお得になります。
- 午後2時以降は、窓口が大変混雑いたしますので、お振込は出来るだけ早めにご依頼ください。
- 10万円を超える現金によるお振込には本人確認書類の提示が必要です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

当行をご利用いただきましてありがとうございました。
今後共、よろしくお願い申し上げます。

取扱店
株式会社 埼玉りそな銀行

3. 6. 15



整理番号			40
------	--	--	----

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
----------------------------------	---

支出年月日	3年 6月 15日	支出額	百万 千 円 54792
使 途	駐車場代(7月～9月分)来客・スタッフ用 60,880 X 0.9 = 54,792 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため		

別紙添付

による振込受付書

40-2

振込日 030615 年 月 日	振込口座 □□□□□□□□ 年 月 日		
銀行名 三菱UFJ銀行	支店名 坂戸		
銀行名 三ツヒシユウエフジ	支店名 サカド		
預金種目 1 普通貯蓄 2 当座 3 定期 4 新書 5 零存 6 零取 7 定期 8 新書 9 零存 10 零取 11 定期 12 新書 13 零存 14 零取 15 定期 16 新書 17 零存 18 零取 19 定期 20 新書 21 零存 22 零取 23 定期 24 新書 25 零存 26 零取 27 定期 28 新書 29 零存 30 零取 31 定期 32 新書 33 零存 34 零取 35 定期 36 新書 37 零存 38 零取 39 定期 40 新書 41 零存 42 零取 43 定期 44 新書 45 零存 46 零取 47 定期 48 新書 49 零存 50 零取 51 定期 52 新書 53 零存 54 零取 55 定期 56 新書 57 零存 58 零取 59 定期 60 新書 61 零存 62 零取 63 定期 64 新書 65 零存 66 零取 67 定期 68 新書 69 零存 70 零取 71 定期 72 新書 73 零存 74 零取 75 定期 76 新書 77 零存 78 零取 79 定期 80 新書 81 零存 82 零取 83 定期 84 新書 85 零存 86 零取 87 定期 88 新書 89 零存 90 零取 91 定期 92 新書 93 零存 94 零取 95 定期 96 新書 97 零存 98 零取 99 定期 100 新書	口座番号 0002742	お振込指定 1 電信	消費税等 込手数料 ¥880 円
フリガナ マルヤカリイシイフトウカン	金額 ¥60,000		
漢字 丸屋(株)石井不動産	小切手等 百万 千 円		
ご依頼人 コード キノシタ タカシ	1. 振込資金に小切手等がある場合には、その決済を確認したのちにお振込いたします。 2. 上記小切手等が不渡となったときは、その小切手等は権利保全の手続きをしないで、当店において返却いたします。		
漢字 木下高志	お支払い先 坂戸市日の出町10-2 早川ビル2階 日中のご連絡先 ☎(049)(282)(1000)		

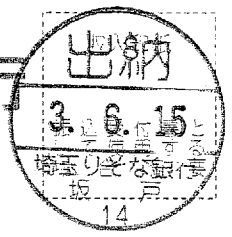
科目 □ 1. 普通貯蓄 □ 摘要コード 011
口座番号 □□□□□□□□

- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器、回線の障害または郵便物の遅延等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- ご指定の口座から預金を払戻して振込む場合、その払戻しができないときは振込はできませんのでご注意ください。

- 振込の依頼内容の変更や依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、当社所定の訂正または組戻手続により取扱します。この場合、組戻しの受付にあたっては、当社所定の組戻手数料をいただきますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。入金口座なし等の事由により振込資金が返戻された場合も同様とします。
- 次頁より早くて便利なATMをご利用いただきますと、手数料がお得になります。
- 午後2時以降は、窓口が大変混雑いたしますので、お振込は出来るだけ早めにご依頼ください。
- 10万円を超える現金によるお振込には本人確認書類の提示が必要です。詳しくは窓口へお問い合わせください。

当行をご利用いただきましてありがとうございました。
今後共、よろしくお願い申し上げます。

取扱店
株式会社 埼玉りそな銀行



整理番号			41
------	--	--	----

ちょうふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の 番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費
	【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費
	【経常的経費】 6:人件費 7:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費

支出年月日	<table border="1"> <tr> <td></td><td>3</td><td>年</td> <td></td><td>6</td><td>月</td> <td></td><td>15</td><td>日</td> </tr> </table>		3	年		6	月		15	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td><td>千</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td>24300</td><td>00</td> </tr> </table>	百万	千	円		24300	00
	3	年		6	月		15	日										
百万	千	円																
	24300	00																
使 途	駐車場代(7月~9月分)スタッフ用 27,000 X 0.9 = 24,300 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため																	

領 収 証

木下たかし事務所 様

★ 27,000 -

但 令和3年7月8日 分 駐車場代
 平成33年6月15日 上記正に領収いたしました

内 訳 9000X3
 税抜金額
 消費税額等(%)

埼玉県坂戸市日の出町11-9
 有限会社 正 直 屋
 代表者 斉藤勝男
 TEL 0492 (81) 0254

収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

埼玉県議会自由民主党議員団

整理番号 13

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 6 月 16 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">3</td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px; text-align: center;">46</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円					3	46
百万	千	円										
	3	46										
使 途	<p>備品(レンタルマット)</p> <p style="text-align: right;">385 × 0.9 = 346.5</p> <p style="text-align: right;">政務活動に使用する割合が9/10以上であるため</p>											

領収書等貼付欄

領収書

2021年06月16日 13:12 No.2095344

新井一徳県政調査事務所
お問合せ番号: XXXXXXXXXX
住所: 北本市中央1-81

TEL: 048-594-1600
契約日付: 20110826
配送日付: 20210616
順番: 017-50
設置場所: 9時半~17時半 土日休

毎度ありがとうございます。
下記の通り受領致しました。

アクセスマット既ACHS
1 @350

¥350

小計: ¥350
消費税: ¥35

合計: ¥385

備考:

株式会社クリーン・モア
お問合せ先: 本社サポートセンター
〒123-0864
東京都足立区鹿浜2丁目27番地9号



TEL: 03-3857-2233
FAX: 03-3857-1233
締日: 0
集金日: 0
ルート: C3105
次回ルート: C3105
営業担当: XXXXXXXXXX
配達担当: XXXXXXXXXX
URL: <http://www.clean-more.jp>

*ご契約解除の際は1ヵ月前までに
*ご連絡ください

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)
※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号			3	9
------	--	--	---	---

ちようふ
政務活動費 領収書等貼付用紙

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
-------------------------------------	--

支出年月日	<table border="1"> <tr><td> </td><td>3</td><td>年</td><td> </td><td>6</td><td>月</td><td> </td><td>2</td><td>1</td><td>日</td></tr> </table>		3	年		6	月		2	1	日	支出額	<table border="1"> <tr> <td>百万</td> <td>千</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>3</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td> </td> <td>6</td> <td> </td> </tr> </table>	百万	千	円		5	4		3	9		6	
	3	年		6	月		2	1	日																
百万	千	円																							
	5	4																							
	3	9																							
	6																								

※政務活動費を充当した金額を記載

使 途	事務所家賃(7月分) (送金料含む)	$60.440 \times 0.9 = 54.396$ 政務活動に使用する割合が9/10以上であるため
-----	-----------------------	---

領収書等貼付欄	$60.000 + 440 = 60.440$ ③事務所家賃(7月分)
---------	--

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-06-21	03529	通帳送金
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N088	*60,000	
	残高	
送金料金 *440円 振込予定日 03-06-21 タケウチ マサフミ		

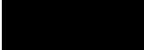
ご利用いただきましてありがとうございました。

— ゆうちょ銀行 —

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

賃貸借契約書

第1条 武内政文（以下「甲」と称する）は、（以下「乙」と称する）が所有する次の建物を借用する。

住所：埼玉県入間郡越生町越生895番地

第2条 甲は上記の建物を政務活動のための事務所として使用し、それ以外の目的のために利用することはできない。

第3条 借用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。


第4条 建物の賃借料（電気、ガス、上下水道を含む）は、月額60,000円とする。甲は、借用月の前月末までに、乙の指定する銀行口座に振り込み支払うものとする。

第5条 甲の責により建物、調度品、備品などに破損が生じた場合、甲は現状回復のための費用を負担、又は相当品を提供するものとする。

第6条 上記に規定した以外の事項が生じた場合は、その取り扱いについて、甲乙協議の上決定するものとする。

令和3年3月15日

(甲) 埼玉県入間郡越生町上谷450番地

武内 政文 

(乙) 

整理番号 16

ちょうふ

政務活動費 領収書等貼付用紙

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1: 調査研究費 2: グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3: 広聴費 4: 要請・陳情等活動費 5: 広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6: 人件費 ⑦: 事務所費 8: 事務費</p> <p>9: 資料購入・作成費 10: 交通費</p>
--	---

支出年月日	3 年 6 月 22 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">5</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; text-align: center;">0</td> </tr> </table> <p>※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円		5	4		0	0		0	0
百万	千	円													
	5	4													
	0	0													
	0	0													
使途	来客用等駐車場賃借料	$60,000 \times 0.9 = 54,000.0$	政務活動に使用する割合が 9/10以上であるため												

領収書等貼付欄 ③駐車料金 7, 8, 9月分として

領 収 証

あらい-徳事務所 様 3年 6月 22日

★	4	7	60,000	—					
---	---	---	--------	---	--	--	--	--	--

但 馬蹄場代
上記正に領収いたしました

内 訳	_____
税抜金額	_____
消費税額等(%)	_____
内 訳	_____
税抜金額	_____
消費税額等(%)	_____

〒384-0031 埼玉県北本市中央2丁目103
横山果樹園 横山 功
TEL 048-591-3947

登録番号 _____ GR1019

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること。)

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。

整理番号

56-1

政務活動費 支出証明書

領収書を発行しない自動販売機を利用する場合(例:電車等の切符)、領収書を亡失した場合など領収書等がない場合や契約により定期的に定額を支出する場合に作成。なお、定期的に定額を支出する場合は、契約書の写しを添付しなければならない。

経費区分 (該当する経費の番号を○で囲む)	【調査研究・政策立案活動費】 1:調査研究費 2:グループ活動費 【広聴・広報活動費】 3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費 【経常的経費】 6:人件費 ⑦:事務所費 8:事務費 9:資料購入・作成費 10:交通費
支出年月日	<div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">3</div> 年 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">6</div> 月 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">2</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">5</div> 日 </div>
支出額	<div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center;"> <div style="margin-right: 5px;">百万</div> <div style="margin-right: 5px;">千</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">6</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">4</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">0</div> 円 </div> <p style="text-align: right; font-size: small;">※ 政務活動費を充当した金額を記載</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため (按分した場合の積算方法 $80,000 \times 0.8 = 64,000$)</p>
使 途	7月分事務所賃借料
支 出 先	XXXXXXXXXX

上記のとおり支出しました。

支出者名

埼玉県議会自由民主党議員団



事業用賃貸借契約書(事務所)更新

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という。)と借主 中屋敷 敏一 (以下「乙」という。)は、この契約書により
頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	森田賃貸事務所(平成21年6月10日締結の事業用賃貸借契約書に 1階 NO3号室 添付した貸事務所図面に基づく勘所) 区画番号()	
所在地	(住居表示) 埼玉県東3丁目11番18号(住居表示)	
建物	(登記簿) 埼玉県東3丁目107番 木造・鉄骨造 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽鉄骨造・その他()/ 瓦葺・スレート葺・瓦葺・金属板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (1)階建/全()戸	
種類	事務所(賃貸事務所)	新築年月 平成12年12月
面積	31.77㎡	
附属施設	公営水道メーター(専用)、東京電カメーター(専用)、公共下水メーター(専用)、冷暖房、 駐車スペース(2台分)、電気湯沸し1個	

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所	
-----	--

3/2 頭書(3) 契約期間

契約期間	令和1年 7月 1日 から 令和4年 6月30日まで(3年間)
目的物件の引渡し時期	賃貸借期間満了により契約の更新がされない場合は上記期間 満了までとする。

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円 (内消費税等 6,400円)	管理・ 共益費	月額 (内消費税等)	家賃 保険料	円
敷金	円	円	円	円	円
保証金	400,000円 (賃料 ヶ月)	債 却	毎年15分の1ずつ償却 するものとする。(保証金 の補填はしない。)	円	円
その他の条件	貸与する鍵 No. [REDACTED] 本 数 [REDACTED]				
賃料等の支払時期	翌月分を前月末日までに支払うものとします。				
賃料等の支払方法	現金 込 [REDACTED] (現金手交料は借主の負担とする。)				
支払方法	<input type="checkbox"/> 持 参 <input type="checkbox"/> 先 持 参 <input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名				

56-2

頭書(5) 借主緊急連絡先

(氏名) 中屋敷 敏一
(自宅)TEL [REDACTED]
(事務所)TEL 048-541-8110 (会社名・部署名)
(携帯)TEL

頭書(6) 貸主及び管理業者

氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED]

管理業者	商号又は名称	TEL
所在地		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号		
管理担当者	氏名 (賃貸不動産経営管理士：登録番号)	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	住所
-----	----	----

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名
(本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する。)	<input type="checkbox"/> 家賃債務保証 会社の提供する保証	住所
		家賃債務保証会社 主たる事務所の所在地

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新時の更新料はないものとします。契約更新時に更新の書類作成費、他、事務手数料として貸主、借主はそれぞれ、件介者に1ヶ月分賃料の4分の1ずつ支払うものとします。

頭書(9) 特約事項

特約事項	
------	--

整理番号 57

政務活動費 領収書等貼付用紙 ちょうふ

<p>経費区分</p> <p>(該当する経費の番号を○で囲む)</p>	<p>【調査研究・政策立案活動費】</p> <p>1:調査研究費 2:グループ活動費</p> <p>【広聴・広報活動費】</p> <p>3:広聴費 4:要請・陳情等活動費 5:広報費</p> <p>【経常的経費】</p> <p>6:人件費 ⑦事務所費 8:事務費</p> <p>9:資料購入・作成費 10:交通費</p>
--	--

支出年月日	03 年 06 月 25 日	支出額	<table style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: right;">百万</td> <td style="text-align: center;">千</td> <td style="text-align: left;">円</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 30px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※政務活動費を充当した金額を記載</p>	百万	千	円						
百万	千	円										

使 途	<p>7月分事務所賃借料の振込手数料</p> <p style="text-align: center;">$440 \times 0.8 = 352$</p> <p style="text-align: center;">政務活動に使用する割合が8/10以上であるため</p>
-----	--

領収書等貼付欄

※ 領収書は、重ねて貼付しないこと

※ 領収書を貼るスペースが足りない(別紙にも整理番号(枝番)を付す)

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。お取引内容をお確かめのうえ、お持ち帰りください。 **埼玉りそな銀行**

取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
38043	03-06-25	13:44	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥440	
お取引後の残高(円)		おつり	
*****		*****	
お取引現金内訳		C 認証	
(1万円)	(5千円)	(1千円)	(硬 貨)
円	円	円	円

お振込明細またはご案内

登録番号 0008

サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ ヲ様

電話番号 048-541-8110

取扱番号 300127

印紙税申告納付につき浦和税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

⑤埼玉県議会自由民主党議員団 中屋敷慎一

※領収書等には、①年月日、②金額、③使途(「ただし、〇〇代として」など何に支出されたか分かるような記載)、④発行者、⑤宛名が記載されていること(一部記載がない場合は、余白に補記すること)。

※按分した場合は、積算方法を余白に記載すること。